

# 障害者自立支援等実績データについて

平成30年度

国民健康保険中央会  
介護保険部障害者給付課

## I . 障害者自立支援等実績データの概要

### (1) 障害者自立支援等実績データとは

障害者自立支援等実績データは、障害保健福祉施策推進のため、制度改正等に伴う見直し後の状況把握や今後の施策検討に活用するための情報収集を図る観点から、国民健康保険団体連合会に蓄積されている情報(事業所からの請求情報や各種台帳情報等)を基に、サービス提供年月ごとに作成し、市町村、都道府県及び厚生労働省へ毎月提供しているデータである。

また、サービス提供の効率化・重点化を図っていくために、自治体等にて統計データをより活用できることを目的とし、利用者、事業所、地域ごとの個別のサービス利用状況やサービス提供実態を把握することが可能となるよう、実績データの拡充を行った。

#### ○集計時期

##### サービス提供年月の3ヶ月後の1日～10日

(例: サービス提供年月が「平成30年7月」の請求情報の場合、「平成30年10月」に集計処理を実施)

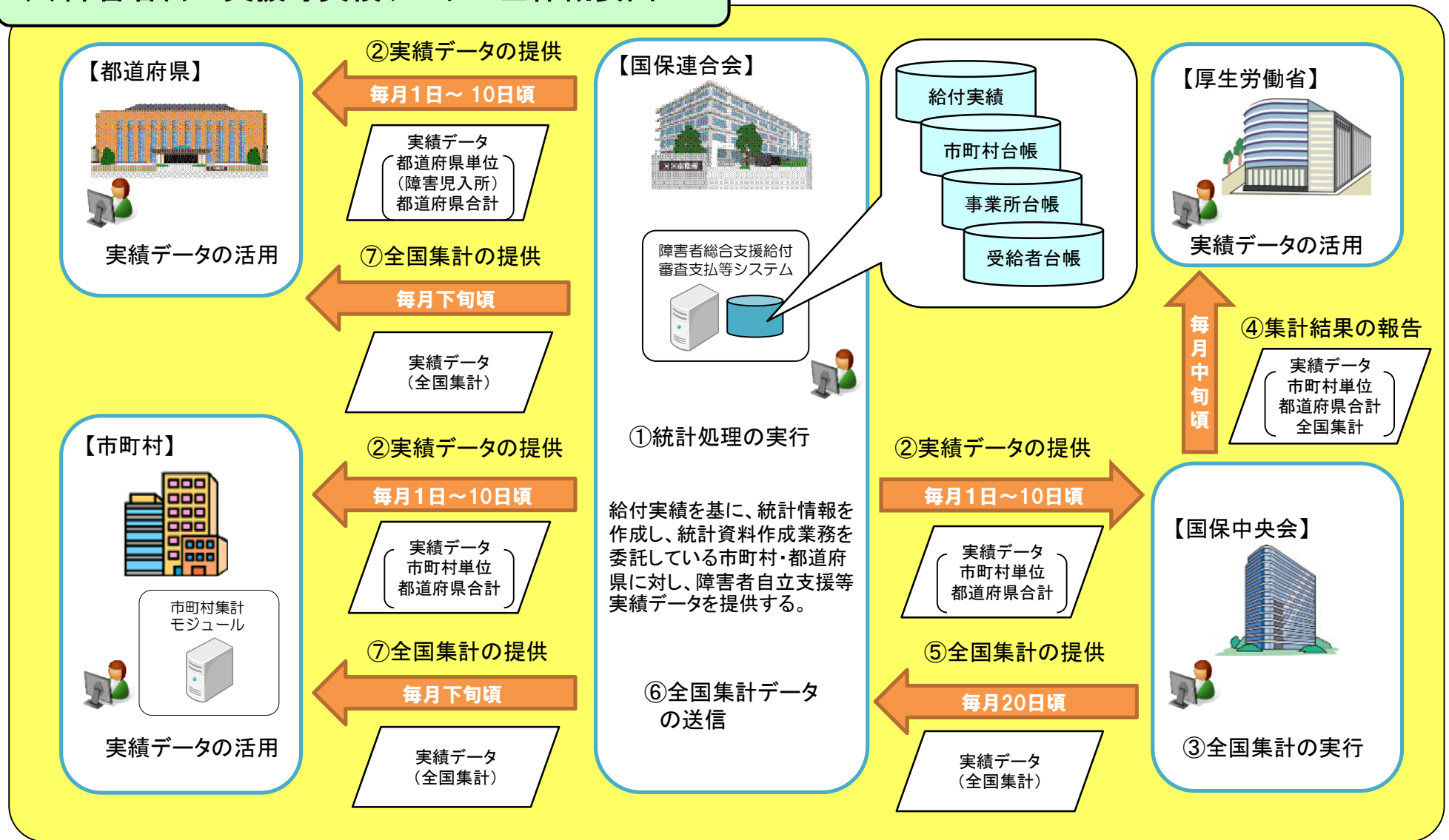
#### ○集計対象となるデータ

集計処理時点で「二次審査済」の請求情報等(集計対象サービス提供年月分)

※エラー等により返戻、過誤申立により取下げとなっているデータは集計対象外

また、集計処理後に月遅れ請求や過誤再請求等されたデータについても集計対象外

## (2) 障害者自立支援等実績データの全体概要図



### (3) 平成30年度制度改正・報酬改定等に伴う集計様式の見直し

平成30年度制度改正・報酬改定等により、障害福祉サービス等のサービス種類の追加及び報酬算定構造が見直されたことに伴い、集計様式等の見直しを行った。

※詳細については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課より発出された平成30年6月25日付事務連絡「インタフェース仕様書(統計編)【確定版】の提示について」及び平成30年7月20日付事務連絡「インタフェース仕様書(統計編)【確定版】の修正について」にて示されている「インタフェース仕様書(統計編)」を参照。

#### ○新サービスの創設

- ・新たにサービスが創設されたことにより、対象情報を集計する項目を追加した。
- ・加算等集計においては、新サービス用の集計様式を追加した。
- ・利用者負担関係においては、新サービスを「通所サービス利用者」として集計するように変更した。

※新サービスは以下のとおり

##### 【障害福祉サービス】

「35:自立生活援助」「47:就労定着支援」

##### 【障害児支援】

「65:居宅訪問型児童発達支援」

#### ○共生型サービスの創設

- ・共生型サービスが創設されたことにより、共生型事業所としての要件を満たす事業所数を集計する項目を追加した。
- ・事業所ごとのサービス提供状況においては、「共生型サービス対象区分」を出力する項目を追加した。

※共生型サービスの対象サービスは以下のとおり

##### 【障害福祉サービス】

「11:居宅介護」「12:重度訪問介護」「22:生活介護」「24:短期入所」「41:自立訓練(機能訓練)」「42:自立訓練(生活訓練)」

##### 【障害児支援】

「61:児童発達支援」「63:放課後等デイサービス」

○福祉型(強化)の創設(短期入所)

- ・短期入所について、施設等の区分に「福祉型(強化)」が創設されたことにより、対象情報を再掲として集計する項目を追加した。

○日中サービス支援型の創設(共同生活援助)

- ・共同生活援助について、施設等の区分に「日中サービス支援型」が創設されたことにより、対象情報を再掲として集計する項目を追加した。

○報酬改定対応

- ・障害福祉サービス費等の報酬算定構造が変更されたことにより、集計項目を追加・変更・削除した。
- ・加算等集計においては、サービス別の集計様式に対して集計項目を見直した。

○法人等種別名称の変更

- ・法人等種別コードのコード内容変更に伴い、項目名を以下のとおり変更した。  
「民法法人(社団・財団)」⇒「社団・財団」

平成30年度制度改正・報酬改定等に伴う集計様式等の見直しの対象となる様式の一覧について、以下に示す。

項番	集計様式		平成30年度制度改正・報酬改定等 対応内容					
	ファイル 種類	ファイル 種類名	新サービスの創設	共生型サービスの創設	福祉型(強化)の創設 (短期入所)	日中サービス支援型の創設 (共同生活援助)	報酬改定対応	法人等種別名称の変更
(1)	JKS_HP	受給者関係 (障害福祉サービス)	—	—	—	—	—	—
(2)	JKS_SO	受給者関係 (相談支援)	—	—	—	—	—	—
(3)	JKS_AC	受給者関係 (地域相談支援)	—	—	—	—	—	—
(4)	JKS_HC	受給者関係 (障害児支援)	—	—	—	—	—	—
(5)	JKS_CS	受給者関係 (障害児相談支援)	—	—	—	—	—	—
(6)	OFS_HP	事業所・サービス種類関係 (障害福祉サービス)	○	○	○	○	—	○
(7)	OFS_SO	事業所・サービス種類関係 (相談支援)	—	○	—	—	—	○

項番	集計様式		平成30年度制度改正・報酬改定等 対応内容					
	ファイル 種類	ファイル 種類名	新サービスの創設	共生型サービスの創設	福祉型(強化)の創設 (短期入所)	日中サービス支援型の創設 (共同生活援助)	報酬改定対応	法人等種別名称の変更
(8)	OFS_AC	事業所・サービス種類関係 (地域相談支援)	—	○	—	—	—	○
(9)	OFS_HC	事業所・サービス種類関係 (障害児支援)	○	○	—	—	—	○
(10)	OFS_CS	事業所・サービス種類関係 (障害児相談支援)	—	○	—	—	—	○
(11)	KST_HP	加算等集計 (障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	○	○	○	○	○	—
(12)	KST_HC	加算等集計 (障害児支援、障害児相談支援)	○	○	—	—	○	—
(13)	SHR_HP_KNG_A	利用者負担関係・障害福祉サービス(金額分布)	○	—	—	—	—	—
(14)	SHR_HP_PCT_A	利用者負担関係・障害福祉サービス(負担率分布)	○	—	—	—	—	—
(15)	SHR_HC_KNG_A	利用者負担関係・障害児支援(金額分布)	○	—	—	—	—	—
(16)	SHR_HC_PCT_A	利用者負担関係・障害児支援(負担率分布)	○	—	—	—	—	—

項番	集計様式		平成30年度制度改正・報酬改定等 対応内容					
	ファイル 種類	ファイル 種類名	新サービスの創設	共生型サービスの創設	福祉型（強化）の創設 （短期入所）	日中サービス支援型の創設 （共同生活援助）	報酬改定対応	法人等種別名称の変更
(17)	PREF_HP	市町村単位におけるサービス利用状況（概況） （障害福祉サービス）	○	－	○	○	－	－
(18)	PREF_HC	市町村単位におけるサービス利用状況（概況） （障害児支援）	○	－	－	－	－	－
(19)	CITY	市町村単位における訪問系サービスの利用状況等 （個表）	－	－	－	－	○	－
(20)	CITY_INFO	市町村マスタ	－	－	－	－	－	－
(21)	MSRV	複数サービスの利用状況 （障害福祉サービス）	○	－	○	○	－	－
(22)	PAYM_HP	支給決定情報集計 （障害福祉サービス）	○	－	－	－	－	－
(23)	PAYM_SO	支給決定情報集計 （相談支援）	－	－	－	－	－	－
(24)	PAYM_AC	支給決定情報集計 （地域相談支援）	－	－	－	－	－	－
(25)	PAYM_HC	支給決定情報集計 （障害児支援）	○	－	－	－	－	－



項番	集計様式		平成30年度制度改正・報酬改定等 対応内容					
	ファイル 種類	ファイル 種類名	新サービスの創設	共生型サービスの創設	福祉型(強化)の創設 (短期入所)	日中サービス支援型の創設 (共同生活援助)	報酬改定対応	法人等種別名称の変更
(26)	PAYM_CS	支給決定情報集計 (障害児相談支援)	-	-	-	-	-	-
(27)	HPTKBN	障害程度区分の変更状況 (障害福祉サービス)	-	-	-	-	-	-
(28)	KKR_HP	個人ごとの状況 (障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	○	-	○	○	-	-
(29)	KKR_HC	個人ごとの状況(障害児支援、障害児相談支援)	○	-	-	-	-	-
(30)	OGS_HP	事業所ごとのサービス提供状況 (障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	○	○	○	○	○	-
(31)	OGS_HC	事業所ごとのサービス提供状況 (障害児支援、障害児相談支援)	○	○	-	-	○	-
(32)	AREA_HP	地域別のサービス提供と利用状況 (障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	-	-	-	-	-	-
(33)	AREA_HC	地域別のサービス提供と利用状況 (障害児支援、障害児相談支援)	-	-	-	-	-	-

## Ⅱ. 集計様式について

障害者自立支援等実績データは、33種類ある。

各集計様式の内容について、以下の表に示す。(インタフェース仕様書(統計編)より抜粋)

項番	ファイル 種類	ファイル 種類名	内容	送信先／集計単位										周期	備考
				都道府県			市町村			厚生労働省					
				都道府県 単位 (※7)	都道府県 合計	全国集計 (※6)	市町村 単位 (※7)	都道府県 合計 (※6、※7)	全国集計 (※6、※7)	都道府県 単位	市町村 単位	都道府県 合計	全国集計		
(1)	JKS_HP	受給者関係 (障害福祉サービス)	サービス提供年月における利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を「障害区分」「所得区分」「障害支援区分」別に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	
(2)	JKS_SO	受給者関係 (相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	
(3)	JKS_AC	受給者関係 (地域相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	
(4)	JKS_HC	受給者関係 (障害児支援)	サービス提供年月における利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(5)	JKS_CS	受給者関係 (障害児相談支援)	を「障害区分」「所得区分」別に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	

項番	ファイル 種類	ファイル 種類名	内容	送信先/集計単位										周期	備考
				都道府県			市町村			厚生労働省					
				都道府県 単位 (※7)	都道府県 合計	全国集計 (※6)	市町村 単位 (※7)	都道府県 合計 (※6、※7)	全国集計 (※6、※7)	都道府県 単位	市町村 単位	都道府県 合計	全国集計		
(6)	OFS_HP	事業所・サービス種類関係 (障害福祉サービス)	サービス提供年月における事業所数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び処遇改善	—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	
(7)	OFS_SO	事業所・サービス種類関係 (相談支援)	助成金等を「サービス種類」「障害区分」「障害支援区分」別に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	
(8)	OFS_AC	事業所・サービス種類関係 (地域相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	
(9)	OFS_HC	事業所・サービス種類関係 (障害児支援)		サービス提供年月における事業所数、年齢による分類ごとの利用者数及び総費用額を「サービス種類」「障害区分」別に集計した情報。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	月次
(10)	OFS_CS	事業所・サービス種類関係 (障害児相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	

項番	ファイル 種類	ファイル 種類名	内容	送信先／集計単位										周期	備考
				都道府県			市町村			厚生労働省					
				都道府県 単位 (※7)	都道府県 合計	全国集計 (※6)	市町村 単位 (※7)	都道府県 合計 (※6、※7)	全国集計 (※6、※7)	都道府県 単位	市町村 単位	都道府県 合計	全国集計		
(11)	KST_HP	加算等集計 (障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	サービス提供年月におけるサービス単位数、算定回数、費用額、利用者数及び事業所数等を「サービス種類」別に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	※1
(12)	KST_HC	加算等集計 (障害児支援、障害児相談支援)		○ ※2	◎	◎	◎	◎	◎	◎ ※2	◎	◎	◎	月次	※3
(13)	SHR_HP_KNG_A	利用者負担関係・障害福祉サービス (金額分布)	サービス提供年月における利用者数及び利用者負担額、または利用者負担率の分布を「年齢による分類」「サービス種類による分類」「所得区分」別に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	
(14)	SHR_HP_PCT_A	利用者負担関係・障害福祉サービス (負担率分布)		—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	
(15)	SHR_HC_KNG_A	利用者負担関係・障害児支援 (金額分布)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(16)	SHR_HC_PCT_A	利用者負担関係・障害児支援 (負担率分布)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	月次	

項番	ファイル 種類	ファイル 種類名	内容	送信先／集計単位										周期	備考
				都道府県			市町村			厚生労働省					
				都道府県単位 (※7)	都道府県合計	全国集計 (※6)	市町村単位 (※7)	都道府県合計 (※6、※7)	全国集計 (※6、※7)	都道府県単位	市町村単位	都道府県合計	全国集計		
(17)	PREF_HP	市町村単位におけるサービス利用 状況（概況） （障害福祉サービス）	サービス提供年月における利用 者数等を「都道府県」「市町村」 「サービス種類」別に集計した 情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	
(18)	PREF_HC	市町村単位におけるサービス利用 状況（概況） （障害児支援）		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(19)	CITY	市町村単位における訪問系サービ スの利用状況等（個表）	サービス提供年月における利用 者数及び利用時間数等の分布を 「都道府県」「市町村」「訪 問系サービス種類・決定サービ スコード」「障害支援区分」別 に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	※4
(20)	CITY_INFO	市町村マスタ	「市町村番号」「市町村名（漢 字）」「有効開始日」「有効終 了日」の情報。	—	◎	—	—	◎	—	—	—	◎	—	月次	
(21)	MSRV	複数サービスの利用状況 （障害福祉サービス）	サービス提供年月における複数 サービス利用者数を「サービス 種類」別に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	

項番	ファイル 種類	ファイル 種類名	内容	送信先／集計単位								周期	備考		
				都道府県			市町村			厚生労働省					
				都道府県 単位 (※7)	都道府 県合 計	全国 集計 (※6)	市町 村単 位 (※7)	都道 府県 合計 (※6、 ※7)	全国 集計 (※6、 ※7)	都道 府県 単位	市町 村単 位			都道 府県 合計	全国 集計
(22)	PAYM_HP	支給決定情報集計 (障害福祉サービス)	サービス提供年月における支給 決定者数を「障害区分」「サー ビス種類」別に集計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	
(23)	PAYM_SO	支給決定情報集計 (相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	
(24)	PAYM_AC	支給決定情報集計 (地域相談支援)		—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	
(25)	PAYM_HC	支給決定情報集計 (障害児支援)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	月次	
(26)	PAYM_CS	支給決定情報集計 (障害児相談支援)	サービス提供年月における支給 決定者数を「障害区分」別に集 計した情報。	—	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	月次	
(27)	HPTKBN	障害程度区分の変更状況 (障害福祉サービス)	サービス提供年月における障害 程度区分が変更になった受給者 数を「旧障害程度区分」別に集 計した情報。	—	◎	—	◎	◎	—	—	◎	◎	—	月次	※5

項番	ファイル 種類	ファイル 種類名	内容	送信先／集計単位										周期	備考
				都道府県			市町村			厚生労働省					
				都道府県 単位 (※7)	都道府県 合計	全国集計 (※6)	市町村 単位 (※7)	都道府県 合計 (※6、※7)	全国集計 (※6、※7)	都道府県 単位	市町村 単位	都道府県 合計	全国集計		
(28)	KKR_HP	個人ごとの状況 (障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	サービス提供年月における利用者個人ごとの決定支給量、利用実績、費用額を「サービス種類」	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	月次	※6
(29)	KKR_HC	個人ごとの状況 (障害児支援、障害児相談支援)	別に集計した情報。	◎	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	月次	※6
(30)	OGS_HP	事業所ごとのサービス提供状況 (障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	サービス提供年月における事業所ごとの基本情報、単位数、利用者数及び提供量等を「サービス種類」	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	月次	※6
(31)	OGS_HC	事業所ごとのサービス提供状況 (障害児支援、障害児相談支援)	別に集計した情報。	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	月次	※6
(32)	AREA_HP	地域別のサービス提供と利用状況 (障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	サービス提供年月における事業所ごとの利用者数を「サービス種類」「市町村」別に集計した情報。	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	月次	※6
(33)	AREA_HC	地域別のサービス提供と利用状況 (障害児支援、障害児相談支援)	報。	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	月次	※6

凡例：◎…送信対象、○…一部のファイルのみ送信対象、-…送信対象外

- 
- ※1 サービス提供年月時点で有効なサービス種類コード単位に出力する。
    - ①平成24年3月以前の場合、31 ファイルを出力する。
    - ②平成24年4月以降、平成30年3月以前の場合、23 ファイルを出力する。
    - ③平成30年4月以降の場合、26 ファイルを出力する。
  - ※2 サービス提供年月が平成24年3月以前の場合、全サービス種類コードを送信対象とする。  
サービス提供年月が平成24年4月以降の場合、サービス種類コードが「71：障害児入所支援」「72:医療型障害児入所支援」のみを送信対象とする。
  - ※3 サービス提供年月時点で有効なサービス種類コード単位に出力する。
    - ①平成24年3月以前の場合、14 ファイルを出力する。
    - ②平成24年4月以降、平成30年3月以前の場合、7 ファイルを出力する。
    - ③平成30年4月以降の場合、8 ファイルを出力する。
  - ※4 障害支援区分単位に「全体、区分1から区分6、区分なし（者）、区分なし（児）」の9 ファイルを出力する。
  - ※5 サービス提供年月が平成26年4月以降の場合、出力しない。
  - ※6 サービス提供年月が平成28年4月以降の場合、出力する。
  - ※7 国保連合会に統計資料作成を業務委託している場合、出力する。



## Ⅲ. 各集計様式の出力内容について

### 1. 受給者関係

受給者関係の様式では請求明細書及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び給付費等を「障害区分」「所得区分」「障害支援区分」別に出力する。

(障害児支援及び障害児相談支援の場合は「障害区分」「所得区分」別に出力する。)

受給者関係の様式は以下のとおり。

- (1) 受給者関係 (障害福祉サービス)
- (2) 受給者関係 (相談支援)
- (3) 受給者関係 (地域相談支援)
- (4) 受給者関係 (障害児支援)
- (5) 受給者関係 (障害児相談支援)

受給者関係の様式について、「(1)受給者関係(障害福祉サービス)」を例に出カイメージを示す。

- 「障害区分」、「所得区分」、「障害支援区分」にはコード値として以下のとおり出力する
- ・障害区分…「01：身体障害者」、「02：知的障害者」、「03：精神障害者」、「04：障害児」、「05：難病等対象者」
  - ・所得区分…「01：生活保護」、「02：低所得1」、「03：低所得2」、「04：一般1」、「05：一般2」、「99：その他」
  - ・障害支援区分…「21：区分1」、「22：区分2」、「23：区分3」、「24：区分4」、「25：区分5」、「26：区分6」、「99：なし」

障害区分	所得区分	障害支援区分	障害支援区分補足	利用者数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	介護保険 対象者数	特定旧法 受給者数	総費用額	給付費	利用者 負担	高額 サービス費	特別 対策費	負担率	補足 給付費 総額	(内訳) 入所施設	(内訳) GH	自治体 助成費
1	1	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	21		133	0	0	0	2	14	45	56	16	16	2	7237432	7237432	0	0	0	10000	0	10000	0	
1	1	22		490	0	0	5	14	64	184	163	60	64	4	33039898	33039898	0	0	0	123040	43040	80000	0	
1	1	23		685	0	4	15	28	90	224	208	116	121	6	83914049	83914049	0	0	0	436453	216453	220000	0	
1	1	24		453	0	2	9	19	72	146	128	77	79	17	77433133	77433133	0	0	0	558038	368038	190000	0	
1	1	25		390	0	2	11	24	43	132	102	76	79	16	104322	104322	0	0	0	0	0	0	0	
1	1	26		552	1	13	44	31	90	147	88	138	141	41	31432	31432	0	0	0	0	0	0	0	
1	1	99	1	145	0	1	8	12	36	46	10	32	32	0	165	165	0	0	0	0	0	0	0	
1	1	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	2			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(中略)																								
5	5	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	5	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	24		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	25		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	26		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	99	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

サービス提供年月の1日現在の年齢別の利用者数を出カする

利用者のうち、介護保険対象者及び特定旧法受給者の数を出カする

負担率は、空白とする

「障害区分」「所得区分」「障害支援区分」「障害支援区分補足」の組み合わせごとに集計し、出力する  
利用者数は総数を出カし、総費用額及び給付費等については請求明細書の請求額集計欄、または特定障害者特別給付費(合計)の項目を集計し、出力する

「障害支援区分補足」は、「障害支援区分」が「99：なし」の場合、障害者は「1」、障害児は「2」を出カする

図 CSV出カイメージ\_受給者関係(障害福祉サービス)



## Point ! 対象とするデータについて

### 1. 介護給付費等明細書情報

指定されたサービス提供年月を基に国保連合会に登録されている介護給付費等明細書情報を抽出し、利用者数等の集計を行う。

- ① 国保連合会が処理を行った時点で「二次審査済」の介護給付費等明細書情報を対象とする。(エラー等により返戻となった介護給付費等明細書情報は集計対象外とする。)
- ② 国保連合会が処理を行った時点で過誤申立により取下げとなっている介護給付費等明細書情報は集計対象外とする。
- ③ 市町村保有給付実績情報交換処理により登録された介護給付費等明細書情報は集計対象外とする。

### 2. 受給者台帳情報

受給者の障害区分、障害支援区分、所得区分等の取得は、受給者台帳情報を参照する。

- ① 指定されたサービス提供年月の月末時点からみて最新の受給者台帳情報(基本情報、支給決定情報)を対象とする。
- ② 国保連合会が処理を行った時点で有効な受給者台帳情報を基に受給者の状態を判定する。(受給者台帳情報が訂正されている場合、訂正後の状態にて受給者の状態を判定する。また、受給者台帳情報が削除されている場合にはその受給者台帳情報は集計対象外とする。)

### 3. 計画相談支援給付費請求書情報等

指定されたサービス提供年月を基に国保連合会に登録されている計画相談支援給付費請求書情報等を抽出し、利用者数等の集計を行う。

- ① 国保連合会が処理を行った時点で「二次審査済」の計画相談支援給付費請求書情報等を対象とする。(エラー等により返戻となった計画相談支援給付費請求書情報等は集計対象外とする。)
- ② 国保連合会が処理を行った時点で過誤申立により取下げとなっている計画相談支援給付費請求書情報等は集計対象外とする。



## Point ! 利用者数の集計方法について

指定されたサービス提供年月時点で、サービス事業所から請求があった受給者を利用者数として集計する。

ただし、利用者数の集計において、請求が返戻となった受給者は集計対象外とする。

例えば、サービス提供年月に有効である受給者台帳に登録されている受給者が 10 名存在し、そのうち 5 名についてサービス事業所より請求があった場合、利用者数はサービス事業所から請求があった受給者 5 名として集計する。



## Point ! 障害支援区分の判定方法について

1. 障害支援区分(新法)の取得  
指定されたサービス提供年月の月末日を基準に、直近の異動年月日の受給者台帳情報に設定されている「障害支援区分コード」を当該受給者の障害支援区分とする。  
ただし、障害支援区分認定有効期間が指定したサービス提供年月内に含まれない場合、障害支援区分は「99:なし」とする。
2. 障害支援区分(旧法)の取得  
指定されたサービス提供年月の月末日を基準に、サービス種類ごとに直近の異動年月日の受給者台帳情報(支給決定情報)(支給期間に含まれるもの)に設定されている「旧障害程度区分等コード」を当該受給者の障害支援区分とする。  
ただし、「旧障害程度区分等コード」の値が「04」～「06」(単価区分)の場合、値が設定されていないものとする。また、「旧障害程度区分等コード」が複数種類ある場合、コード値が最大のものとする。
3. 障害支援区分(新法)と障害支援区分(旧法)が両方取得できた場合  
平成 24 年 3 月以前は、障害支援区分(旧法)を当該受給者の障害支援区分とする。  
平成 24 年 4 月以降は、障害支援区分(新法)を当該受給者の障害支援区分とする。

※ 平成 26 年 3 月以前は「障害支援区分」を「障害程度区分」と読み替えること。



## Point ! その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する可能性がある。
2. 同一受給者が複数事業所でサービスを利用した場合でも利用者数は 1 名として集計される。
3. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
4. 集計の対象は自県受給者分に限られる。
5. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は 1 名として集計される。

---

## 2. 事業所・サービス種類関係

事業所・サービス種類関係の様式では請求明細書、受給者台帳及び事業所台帳を基に、指定したサービス提供年月における事業所数、年齢による分類ごとの利用者数、総費用額及び処遇改善助成金等を「サービス種類」「障害区分」「障害支援区分」別に出力する。  
(障害児支援及び障害児相談支援の場合は「サービス種類」「障害区分」別に出力する。)

事業所・サービス種類関係の様式は以下のとおり。

- (6) 事業所・サービス種類関係 (障害福祉サービス)
- (7) 事業所・サービス種類関係 (相談支援)
- (8) 事業所・サービス種類関係 (地域相談支援)
- (9) 事業所・サービス種類関係 (障害児支援)
- (10) 事業所・サービス種類関係 (障害児相談支援)

事業所・サービス種類関係の様式について、「(6)事業所・サービス種類関係（障害福祉サービス）」を例に出カイメージを示す。

「障害区分」、「障害支援区分」にはコード値として以下のとおり出力する

- ・障害区分…「01：身体障害者」、「02：知的障害者」、「03：精神障害者」、「04：障害児」、「05：難病等対象者」
- ・障害支援区分…「21：区分1」、「22：区分2」、「23：区分3」、「24：区分4」、「25：区分5」、「26：区分6」、「99：なし」

自県に所在する事業所を対象として集計する

「共生型サービス対象区分」が「2:該当」の事業所数を出力する

「サービス種類」が「24:短期入所」の場合、サービスを提供した事業所が「1:福祉型」、「2:医療型」、「3:福祉型（強化）」の事業所数を出力する

「サービス種類補足」には、「サービス種類」に応じて以下のとおり出力する

- ・「24：短期入所」の場合、「短期入所」全体は未設定、「短期入所（福祉型）」は「1」、「短期入所（医療型）」は「2」、「短期入所（福祉型（強化）」は「3」
- ・「33：共同生活援助」の場合、「共同生活援助（介護サービス包括型）」は「1」、「共同生活援助（外部サービス利用型）」は「2」、「共同生活援助（日中サービス支援型）」は「3」
- ・「41：自立訓練（機能訓練）」、「42：自立訓練（生活訓練）」の場合、「自立訓練」全体は未設定、「自立訓練（通所型）」は「1」、「自立訓練（訪問型）」は「2」

事業所数について、障害区分及び障害支援区分ごとの集計は行わないため、同一のサービス種類においては各行に同じ値を出力する

事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)		【平成●●年●●月サービス提供分】										【都道府県名】●●県 【市町村名】●●市														
サービス種類	サービス種類補足	障害区分	障害支援区分	事業所数	事業所数				法人種別																	
					総数	指定事業所数	基準該当事業所数	(再掲)共生型事業所数	(再掲)短期入所(福祉型)	(再掲)短期入所(医療型)	(再掲)短期入所(福祉型強化)	社会福祉法人(社協以外)	社会福祉法人(社協)	医療法人	社団・財団	営利法人	非営利法人(NPO)	農協	生協	その他法人	地方公共団体(都道府県)	地方公共団体(市町村)	地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)	非法人	国立施設	その他
11		1	1	389	389	0	0	28	2	5	14	306	32	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
11								5	14	306	32	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
11								5	14	306	32	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
24		1	1	50	50	0	0	43	5	2	33	0	0	0	1	6	9	0	0	0	0	1	0	0	0	
24		1	2	50	50	0	0	43	5	2	33	0	0	1	6	9	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
24		1	3	50	50	0	0	43	5	2	33	0	0	1	6	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
24		1	21	50	50	0	0	43	5	2	33	0	0	1	6	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
24		1	22	50	50	0	0	43	5	2	33	0	0	1	6	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
24		1	23	50	50	0	0	43	5	2	33	0	0	1	6	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
24		1	24	50	50	0	0	43	5	2	33	0	0	1	6	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
24		1	25	50	50	0	0	43	5	2	33	0	0	1	6	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
24		1	26	50	50	0	0	43	5	2	33	0	0	1	6	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
24		1	99	50	50	0	0	43	5	2	33	0	0	1	6	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
33	1																									
33	1																									
33	1																									
33	2																									
33	2																									
33	2																									
33	3																									
33	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	3	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

図 CSV出カイメージ\_事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)\_1

自県に所在する事業所及び自県の受給者を対象として集計する  
サービス提供年月の1日現在の年齢別の利用者数を出力する

利用者数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	(再掲)受 託居宅介 護サービ ス利用者 数	総費用額	処遇改善 助成金 (事業所 数)	(再掲)処 遇改善助 成金(事 業所数) 減算なし	(再掲)処 遇改善助 成金(事 業所数)1 0%減算 (定量的 要件)	(再掲)処 遇改善助 成金(事 業所数)1 0%減算 (キャリア パス要件)	(再掲)処 遇改善助 成金(事 業所数)2 0%減算	処遇改善 助成金 (交付額)	(再掲)処 遇改善助 成金(交 付額)減 算なし事 業所分	(再掲)処 遇改善助 成金(交 付額)1 0%減算 (定量的 要件)事 業所分	(再掲)処 遇改善助 成金(交 付額)1 0%減算 (キャリア パス要件) 事業所分	(再掲)処 遇改善助 成金(交 付額)2 0%減算 事業所分	補足給付 費	事業所数	利用者数	給付費請 求額			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(中略)																											
0	0	1	5	14	30	62	42	21	1000000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	1	0	0	1	0	0	0	56137	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	1	1	2	1	2	0	0	314966	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	0	0	7	3	5	2	1	0	956775	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	0	1	8	6	8	2	1	0	1681736	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
141	0	11	58	31	26	12	2	1	13950540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(中略)																											
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(中略)																											
5	0	0	0	0	4	1	0	0	394010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	1	0	4	0	0	0	878858	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(中略)																											
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

自県の受給者を対象として集計する

「サービス種類」「障害区分」「障害支援区分」の組み合わせごとの特定障害者  
特別給付費・給付費請求額が1円以上の受給者数及び総額を出力する

図 CSV出カイメージ\_事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)\_2



## Point! 対象とするデータについて

### 1. 介護給付費等請求書等情報

※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。

### 2. 受給者台帳情報

※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。

### 3. 事業所台帳情報、全国事業所台帳

事業所の法人等種別コード、指定／基準該当等事業所区分コード、共生型サービス対象区分、施設等の区分、処遇改善助成金キャリアパス区分等の取得は、事業所台帳情報及び全国事業所台帳（以下、事業所台帳情報という。）を参照する。

① 指定されたサービス提供年月の月末時点からみて最新の事業所台帳情報（基本情報、サービス情報）を対象とする。

② 国保連合会が処理を行った時点で有効な事業所台帳情報を基に事業所の状態を判定する。

（事業所台帳情報が訂正されている場合、訂正後の状態にて事業所の状態を判定する。また、事業所台帳情報が削除されている場合にはその事業所台帳情報は集計対象外とする。）



## 参照 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 18「1 受給者関係」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照。



## 参照 障害支援区分の判定方法について

障害支援区分の判定方法については、P. 19「1 受給者関係」-「Point! 障害支援区分の判定方法について」を参照。





## Point ! 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について

都道府県合計の CSV ファイルと市町村単位の CSV ファイルの合計を比較した場合、事業所数及び1人当たりの平均値に差異が発生する。差異が発生する様式及び項目は以下のとおり。

### (1) 事業所数の不一致

No.	様式	項目
1	事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス) 事業所・サービス種類関係(相談支援) 事業所・サービス種類関係(地域相談支援) 事業所・サービス種類関係(障害児支援) 事業所・サービス種類関係(障害児相談支援)	・事業所数
		・処遇改善助成金(事業所数)
		・処遇改善助成金(事業所数)(再掲)減算なし
		・処遇改善助成金(事業所数)(再掲)10%減算(定量的要件)
		・処遇改善助成金(事業所数)(再掲)10%減算(キャリアパス要件)
		・処遇改善助成金(事業所数)(再掲)20%減算
2	加算等集計(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援) 加算等集計(障害児支援、障害児相談支援)	・事業所数

例) 加算等集計  
※N県の実績データ

市町村	受給者	事業所
A市	a	a事業所
	b	b事業所
	c	c事情所
B市	d	a事業所
	e	c事情所
C市	f	b事業所
	g	d事業所



市町村別集計

市町村	事業所数
A市	3
B市	2
C市	2

計7

都道府県合計

都道府県	事業所数
N県	4

不一致になる

(2) 1人当たりの平均値(切り捨て、四捨五入)の不一致

No.	様式	項目
1	市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)	・1人当たりの平均利用時間数/平均利用日数
2	市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)	・1人当たりの平均利用時間 ・1人当たりの平均費用額

例) 小数点第2位四捨五入

市町村	時間	人数	1人当たりの平均時間数
A市	10	3	3.4
B市	20	5	4.0
C市	10	4	2.5
D市	6	3	2.0

3.0 ← (A市+B市+C市+D市/4)

都道府県合計

N県	46	15	3.1
----	----	----	-----

不一致になる



## Point ! 自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法について

自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)のサービスにおける(再掲)として、通所と訪問の利用者数等については、明細書の請求内容により、次のように取扱い集計する。

1. 通所型の本体報酬を算定した場合  
(通所)としてカウントする。
2. 訪問型の本体報酬を算定した場合  
(訪問)としてカウントする。
3. 加算を算定した場合
  - ① 併せて本体報酬(通所型のみ)を算定した場合  
(通所)としてカウントする。
  - ② 併せて本体報酬(訪問型のみ)を算定した場合  
(訪問)としてカウントする。
  - ③ 併せて本体報酬(通所型及び訪問型)を算定した場合  
(通所)としてカウントする。
  - ④ 加算のみ算定した場合  
(通所)としてカウントする。

※(通所)と(訪問)を併用した場合は、それぞれ利用人数としてカウントされるため、利用人数の合計が自立訓練の全体合計と合わない場合がある。



## Point ! 共生型事業所数の集計方法について

「(再掲) 共生型事業所数」の集計方法は、請求のあった自県事業所で共生型サービス対象区分が「2:該当」の事業所数を対象とする。

(例1) 共生型サービス対象区分が「2:該当」のみの場合

事業所番号	サービス種類コード	サービス提供単位番号	共生型サービス対象区分
1310000010	22	001	2
1310000010	22	002	2

→

(再掲) 共生型事業所数
1

(例2) 共生型サービス対象区分が「1:非該当」のみの場合

事業所番号	サービス種類コード	サービス提供単位番号	共生型サービス対象区分
1310000011	22	001	1
1310000011	22	002	1

→

(再掲) 共生型事業所数
0

(例3) 共生型サービス対象区分が「2:該当」、「1:非該当」で混在している場合

事業所番号	サービス種類コード	サービス提供単位番号	共生型サービス対象区分
1310000012	22	001	1
1310000012	22	002	2

→

(再掲) 共生型事業所数
1



### Point ! その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する場合があります。
2. 同一受給者が複数事業所でサービスを利用した場合でも利用者数は1名として集計される。
3. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
4. 同一の受給者が複数種類のサービスを利用した場合、それぞれのサービス種類に集計される。
5. 集計の対象は自県受給者分に限られる。
6. 集計の対象は自県に所在地を持つ事業所に限られる。
7. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は1名として集計される。

---

### 3. 加算等集計

加算等集計の様式では請求明細書及び計画相談支援給付費請求書等を基に、指定したサービス提供年月におけるサービス単位数、算定回数、費用額、利用者数及び事業所数等を「サービス種類」別に出力する。

加算等集計の様式は以下のとおり。

- (11) 加算等集計（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）
- (12) 加算等集計（障害児支援、障害児相談支援）

加算等集計の様式について、「(11)加算等集計（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）」を例に出カイメージを示す。

12. 自立訓練（生活訓練）  
【平成●●年●●月サービス提供分】

「サービス種類」「サービス項目コード」のサービス内容名称を出力する

サービス種類コード「35：自立生活援助」「41：自立訓練（機能訓練）」「42：自立訓練（生活訓練）」「43：就労移行支援」及び「44：就労移行支援（養成施設）」の場合、出力する

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	利用者数のうち、標準利用期間超過減算対象者数	事業所数
イ 生活訓練サービス費（Ⅰ）	(1) 定員20人以下	42	1151	4992603	6721	53392166	461	7	42
	(2) 定員21人以上40人以下	42	1111	3177867	5020	34065382	353	0	28
	(3) 定員41人以上60人以下	42						0	11
	(4) 定員61人以上80人以下							0	1
	(5) 定員81人以上							0	3
ロ 生活訓練サービス費（Ⅱ）	(1) 1時間未満							0	20
	(2) 1時間以上							0	
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練							0	
ホ 共生型生活訓練サービス費									
ヘ 基準該当生活訓練サービス費		42	1311	0	0	0	0	0	
加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
サービス管理責任者配置等加算		42	6801	0	0	0	0	0	
特別地域加算		42	6015	0	0	0	0	0	
利用者負担上限額管理加算		42	5010	600	4				
初期加算		42	5050	95010	3167	102			
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		42	5060	0	0	0	0	0	
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算（Ⅰ）	42	5070	12672	264	134727	24	6	
	ロ 食事提供体制加算（Ⅱ）	42	5071	107730	3591	1144905	268	30	
短期滞在加算	イ 短期滞在加算（Ⅰ）	42	5220	0	0	0	0	0	
	ロ 短期滞在加算（Ⅱ）	42	5221	0	0	0	0	0	
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）	42	5230	0	0	0	0	0	
	ロ 精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）	42	5231	0	0	0	0	0	
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	42	6037	105240	7016	1131043	515	37	
	ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	42	6035	13600	1360	145027	98	10	
	ハ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	42	6036	18762	3127	200448	207	18	
欠席時対応加算		42	6040	59972	638	642883	298	60	
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算（Ⅰ）	42	6065	0	0	0	0	0	
	ロ 医療連携体制加算（Ⅱ）	42	6066	103750	415	1134433	27	2	
	ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）	42	9992	0	0	0	0	0	
	ニ 医療連携体制加算（Ⅳ）	42	6068	0	0	0	0	0	
個別計画訓練支援加算		42	5450	74233	3907	794229	296	20	
看護職員配置加算（Ⅰ）		42	6640	20844	1158	220471	87	3	
送迎加算	イ 送迎加算（Ⅰ）	42	6590	36708	1748	384458	64	9	
	同一敷地内の場合	42	6592	0	0	0	0	0	
	ロ 送迎加算（Ⅱ）	42	6591	11930	1193	126633	76	10	
	同一敷地内の場合	42	6593	0	0	0	0	0	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	42	7590	0	0	0	0	0	
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	42	7591	0	0	0	0	0	
	地域生活支援拠点等の場合	42	7592	0	0	0	0	0	
社会生活支援特別加算		42	6880	25920	54	278668	3	1	
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下	42	5240	86670	881	917279	86	3	
	ロ 定員21人以上40人以下	42	5241	6960	290	73695	24	1	
	ハ 定員41人以上60人以下	42	5242	0	0	0	0	0	
	ニ 定員61人以上80人以下	42	5243	0	0	0	0	0	
	ホ 定員81人以上	42	5244	6923	343	75694	23	1	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	42	6715	301792	515	3235037	515	43	
	指定障害者支援施設が行った場合	42	6716	16328	19	173005	19	1	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	42	6710	17267	35	187959	35	4	
	指定障害者支援施設が行った場合	42	6711	0	0	0	0	0	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	42	6665	34284	109	368220	109	12	
	指定障害者支援施設が行った場合	42	6666	2520	8	27566	8	1	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	42	6670	5048	29	53190	29	3	
	指定障害者支援施設が行った場合	42	6671	0	0	0	0	0	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	42	6675	0	0	0	0	0	
	指定障害者支援施設が行った場合	42	6676	0	0	0	0	0	
福祉・介護職員処遇改善特別加算		42	6685	3746	36	40082	36	2	
	指定障害者支援施設が行った場合	42	6686	0	0	0	0	0	

複数のサービス項目コードが該当する場合、サービスコード表上の最小のサービス項目コードを出力する

複数の行を合算している場合、最初の行に値を出力し、それ以降は空白とする

図 CSV出カイメージ\_加算等集計(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)



### Point! 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
2. 計画相談支援給付費請求書情報等  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
3. サービス提供実績記録票情報  
指定されたサービス提供年月を基に国保連合会に登録されているサービス提供実績記録票情報を抽出し、単位数等を集計する。
  - ① 国保連合会が処理を行った時点で「二次審査済」のサービス提供実績記録票情報を対象とする。(エラー等により返戻となったサービス提供実績記録票情報は集計対象外とする。)
  - ② 国保連合会が処理を行った時点で過誤申立により取下げとなっている介護給付費等明細書情報に対応するサービス提供実績記録票情報は集計対象外とする。



### 参照 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 18「1 受給者関係」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照。





## Point ! 加算等の費用額の求め方について

加算等の費用額については、以下のよう求める。

### 1. 地域区分別単価の場合

介護給付費等明細書情報の集計情報レコードにおいて、介護給付費等明細書情報のサービス種類コード単位に最大の単価を取得し、介護給付費等明細書情報の明細情報レコード単位にサービス単位数×(上記で取得した)単価とし、小数点以下を切り捨てて費用額を求める。

※以下に該当する介護給付費等明細書情報が存在する場合、本来の請求に比べ若干の誤差が生じる可能性がある。

- 1 通の介護給付費等明細書情報内において「旧指定特定身体障害者入所授産施設」における通所サービス及び「旧指定特定身体障害者通所授産施設」における通所サービスの両方を請求している場合
- 1 通の介護給付費等明細書情報内において「旧指定知的障害者入所更生施設」における通所サービス及び「旧指定知的障害者通所更生施設」の通所サービスの両方を請求している場合

### 2. 地域区分別単価ではない場合

介護給付費等明細書情報の明細情報レコード単位にサービス単位数×10 円で算定する。



## Point ! 重度障害者等包括支援に関する加算等の求め方について

重度障害者等包括支援に関する加算等については、以下のよう求める。

### 1. サービス提供年月が平成 24 年 3 月以前の求め方

#### ① 特別地域加算の算定回数、サービス単位数及び費用額の算出方法

特別地域加算のサービス単位数は、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の基本情報レコードの重度包括・実績単位数(単位)から明細情報レコードの重度包括・単位数の和を除いて求める。算出した結果がマイナス値となった場合は、0(加算は算定されていないもの)として扱う。

特別地域加算の算定回数は、上記で求めたサービス単位数が 0 以上の場合、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の基本情報レコードの件数を算定回数とする。

特別地域加算の費用額については、上記で求めたサービス単位数に介護給付費等明細書情報の集計情報レコードより取得した請求額集計欄・単位数単価を乗じて(小数点以下は切り捨て)求める。

#### ② 基本部分の算定回数、サービス単位数及び費用額の算出方法

基本部分の算定回数は、介護給付費等明細書情報の明細情報レコードの件数とする。

基本部分のサービス単位数は、介護給付費等明細書情報の明細情報レコードのサービス単位数から特別地域加算の単位数を除いて求める。

基本部分の費用額は、上記で求めたサービス単位数に介護給付費等明細書情報の集計情報レコードより取得した請求額集計欄・単位数単価を乗じて(小数点以下は切り捨て)求める。

#### ③ 重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)が提出されていない場合

サービス提供実績記録票が提出されていない場合、基本部分のみを集計する。この場合、基本部分のサービス単位数及び費用額には特別地域加算分を含めて集計する。

#### ④ 1 通の介護給付費等明細書情報に、「重度包括支援Ⅰ」と「重度包括支援Ⅱ」の両方が算定されている場合

「重度包括支援Ⅰ」が算定されているもの(単位数、請求額は合算)として、集計を行う。

2. サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降、平成 30 年 3 月以前の求め方

① 喀痰吸引等支援体制加算の算定回数、サービス単位数及び費用額の算出方法

喀痰吸引等支援体制加算の算定回数は、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の明細情報レコードの重度包括・加算が「早朝・喀痰吸引等」「喀痰吸引等」「夜間・喀痰吸引等」及び「深夜・喀痰吸引等」の回数の和を算定回数として求める。

喀痰吸引等支援体制加算のサービス単位数は、算出した算定回数に 100 単位を乗じて求める。

喀痰吸引等支援体制加算の費用額は、上記で求めたサービス単位数に介護給付費等明細書情報の集計情報レコードより取得した請求額集計欄・単位数単価を乗じて(小数点以下は切り捨て)求める。

② 特別地域加算の算定回数、サービス単位数及び費用額の算出方法

特別地域加算は、受給者台帳(支給決定情報)の決定サービスコードに「140908:重度包括支援加算特別地域加算対象者」が存在する場合に求める。

特別地域加算の算定回数は、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の基本情報レコードの件数とする。

特別地域加算のサービス単位数は、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の明細情報レコードから居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の単位数の和を求める。算出した単位数に 15/100 を乗じて(小数点以下は四捨五入)求める。

特別地域加算の費用額は、上記で求めたサービス単位数に介護給付費等明細書情報の集計情報レコードより取得した請求額集計欄・単位数単価を乗じて(小数点以下は切り捨て)求める。

③ 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の算定回数、サービス単位数及び費用額の算出方法

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算は、福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の有無が「2:有り」の場合に求める。

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の算定回数は、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の基本情報レコードの件数とする。

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算のサービス単位数は、重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の明細情報レコードの単位数の和に特別地域加算の単位数を加えて求める。

算出した単位数に単位数表マスタより取得した処遇改善(特別)加算率を乗じて(小数点以下は切り捨て)求める。

なお、福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分が「2:Ⅳ(キャリアパス要件、定量的要件)」(※1)、「3:Ⅲ(キャリアパス要件)」(※2)、または「4:Ⅲ(定量的要件)」(※3)の場合、上記で算出したサービス単位数に単位数表マスタより取得した処遇改善減算率を乗じて(小数点以下は切り捨て)求める。

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の費用額は、上記で求めたサービス単位数に介護給付費等明細書情報の集計情報レコードより取得した請求額集計欄・単位数単価を乗じて(小数点以下は切り捨て)求める。

※1 サービス提供年月が平成27年3月以前は、「2:Ⅲ(キャリアパス要件、定量的要件)」。

※2 サービス提供年月が平成27年3月以前は、「3:Ⅱ(キャリアパス要件)」。

※3 サービス提供年月が平成27年3月以前は、「4:Ⅱ(定量的要件)」。

④ 基本部分の算定回数、単位数及び費用額の算出方法

基本部分の算定回数は、介護給付費等明細書情報の基本情報レコードの件数とする。

基本部分のサービス単位数は、介護給付費等明細書情報の明細情報レコードのサービス単位数から喀痰吸引等支援体制加算のサービス単位数、特別地域加算のサービス単位数及び福祉・介護職員処遇改善(特別)加算のサービス単位数を除いて求める。

基本部分の費用額は、介護給付費等明細書情報の集計情報レコードから取得した請求額集計欄・総費用額より喀痰吸引等支援体制加算の費用額、特別地域加算の費用額及び福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の費用額を除いて求める。

⑤ 重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)が提出されていない場合

サービス提供実績記録票が提出されていない場合、基本部分のみを集計する。この場合、基本部分のサービス単位数及び費用額には喀痰吸引等支援体制加算、特別地域加算及び福祉・介護職員処遇改善(特別)加算分を含めて集計する。

- ⑥ 1 通の介護給付費等明細書情報に、「重度包括支援Ⅰ」と「重度包括支援Ⅱ」の両方が算定されている場合  
「重度包括支援Ⅰ」が算定されているもの(単位数、請求額は合算)として、集計を行う。

3. サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の求め方  
基本部分及び加算部分は、介護給付費等明細書情報の明細情報レコードをもとに算定回数、サービス単位数及び費用額を集計して求める。



### Point ! 相談支援事業に関する加算等の求め方について

相談支援事業に関する加算等については、以下のように求める。

1. サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の求め方
- ① 抽出対象  
すべての相談支援給付費／サービス利用計画作成費を抽出対象とする。
- ② 費用額の求め方  
各加算の費用額については、以下の計算により請求額と単位数の割合から求める。  
費用額 = 請求額計算欄・請求額 × 加算の単位数 ÷ サービスコードの単位数  
(小数点以下は切り捨て)  
本体報酬の費用額については、請求額計算欄・請求額から上記で求めた各加算の費用額の和を控除して求める。
2. サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の求め方  
基本部分及び加算部分は、サービス利用計画作成費請求書等情報のサービス情報レコードをもとに算定回数、サービス単位数及び費用額を集計して求める。



### 参照 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について

都道府県合計と市町村単位の合計の差異については、P. 24「2 事業所・サービス種類関係」-「Point! 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について」を参照。



### Point! その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する可能性がある。
2. 事業所数以外の項目は自県受給者を集計対象とし、事業所数は自県に所在地を持つ事業所を集計対象とする。
3. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は1名として集計される。

---

## 4. 利用者負担関係

### 4.1. 利用者負担関係（金額分布）

利用者負担関係（金額分布）の様式では請求明細書及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者数及び利用者負担額の分布を「年齢による分類」「サービス種類による分類」「所得区分」別に出力する。

利用者負担関係（金額分布）の様式は以下のとおり。

- (13) 利用者負担関係・障害福祉サービス（金額分布）
- (15) 利用者負担関係・障害児支援（金額分布）

利用者負担関係（金額分布）の様式について「(13) 利用者負担関係・障害福祉サービス（金額分布）」を例に出カイメージを示す。

利用者負担額を基準とした分布を再掲として出力する  
 (例)  
 ・「(再掲) 1500 未満」⇒利用者負担額が 1500 円未満の利用者数を出力する  
 ・「(再掲) 1500」⇒利用者負担額が 1500 円の利用者数を出力する  
 ・「(再掲) 1500 超」⇒利用者負担額が 1500 円超の利用者数を出力する

利用者負担額		利用者負担額の金額分布を出力する										総費用額の金額分布を出力する																			
サービス	年齢による分類	サービス種類による分類	所得区分	0 1~1000	1001~2000	2001~3000	36001~37000	37001~37200	37201~	利用者数計	費用額計	利用者負担額計	(再掲) 1500未満	(再掲) 1500	(再掲) 1500超	(再掲) 3000未満	(再掲) 3000未満	(再掲) 37200未満	(再掲) 37200	(再掲) 37200超	費用額 (3万円未満)	費用額 (3~6万円未満)	費用額 (6~10万円未満)	費用額 (10~16万円未満)	費用額 (16~20万円未満)	費用額 (20万円以上)	補給付支給者数	補給付支給額	補給付実費額		
障害福祉サービス	全体	全体	一般2	18	15	24	1	15		266	36441659	3041853	45	221	72			251	15		57	44	41	4							
障害福祉サービス	全体	全体	一般1	44	65	114				1145	145441789	6226136	163	982	335			1145			300	180	137	18							
障害福祉サービス	全体	全体	低所得2	2947						2947	931159213	2947	2947					2947			138	117	143	27							
障害福祉サービス	全体	全体	低所得1	8421		1				8425	1847748638	26862	8422		3	8423		8425			739	600	696	170							
障害福祉サービス	全体	全体	生活保護	7476						7477	1230340868	9697	7476		1	7476		7477			1308	1203	1116	123							
障害福祉サービス	全体	合計		18906	80	139	1	15		20260	4191132367	9303148	19053	1207	19253			20245	15		2542	2144	2133	345							
障害福祉サービス	20歳以上	①入所サービス利用者	一般2	2				4		22	6196875	513904	2		20	2		18	4		1										
障害福祉サービス	20歳以上	①入所サービス利用者	一般1																												
障害福祉サービス	20歳以上	①入所サービス利用者	低所得2	1263						1263	480096729		1263					1263			5	2	3								
(中略)				(中略)										(中略)																	
障害福祉サービス	18歳以上、20歳未満	④通所サービス利用者	生活保護	31						31	6024613		31					31			1	1									
障害福祉サービス	18歳以上、20歳未満	④通所サービス利用者	合計	289						289	54725523		289					289			10	9	12								
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	一般2																												
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	一般1																												
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	低所得2																												
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	低所得1																												
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	生活保護																												
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	合計																												
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	一般2																												
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	一般1																												
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	低所得2	1						1	311042		1					1													
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	低所得1	1						1	101725		1					1													
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	生活保護	2						2	363498		2					2													
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	合計	4						4	776265		4					4													
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	一般2		2	4				34	4265097	426488	4			30	10	5	34		10	1		6							
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	一般1	8		13	18			232	32523617	876667	31		201	56		232			49	28	28								
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	低所得2	42						42	6692948		42					42			7	3	4								
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	低所得1	97						98	14116500	4600	97		1	97		98			17	14	20								
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	生活保護	69						69	8221398		69					69			11	11	13								
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	合計	216	15	22				475	65819560	1307755	243		232	274		5	475		94	57	71								
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	一般2	1						2	247656	19796	1		1	1		2			1										
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	一般1			6				36	2844000	130370	1		35	15		36			15	7	5								
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	低所得2	4						4	353112		4					4			1	2									
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	低所得1	16						16	1446413		16					16			7	2	2								
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	生活保護	4						4	166434		4					4			1	3									
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	合計	25		6				62	5057615	150166	26		36	40		62			24	15	7								

図 CSV出カイメージ\_利用者負担関係・障害福祉サービス(金額分布)





### 参照 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
2. 受給者台帳情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。



### 参照 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 18「1 受給者関係」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照。



## Point ! サービス種類による分類の判定方法について

受給者が利用しているサービス種類に応じて以下の分類になる。一人の受給者が複数のサービス種類を利用(事業所が異なる場合も含む)しており、かつそれらのサービス種類が以下の分類において異なる分類となる場合、上位に記載されている分類に判定する。

### (1) 障害福祉サービスの場合

#### ①入所サービス利用者

療養介護、施設入所支援、身体入所更生、身体入所療護、身体入所授産、知的入所更生、知的入所授産

#### ②GH サービス利用者

共同生活介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練、知的通勤寮

#### ③居宅サービス利用者

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度包括、同行援護

#### ④通所サービス利用者

生活介護、児童デイ、短期入所、自立生活援助、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労移行支援(養成施設)、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、就労定着支援、身体通所更生、身体通所療護、身体通所授産、知的通所更生、知的通所授産

(例) 一人の受給者で施設入所支援(上記分類の①)と生活介護(上記分類の④)のサービスを利用している場合、その受給者は①と判定する。

(2) 障害児支援の場合

①入所サービス利用者

知的障害児施設、第1種自閉症児施設、第2種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所)、肢体不自由児療護施設、指定医療機関(肢体不自由児)、重症心身障害児施設、指定医療機関(重心)、障害児入所支援、医療型障害児入所支援

②通所サービス利用者

知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設(通所)、肢体不自由児通園施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

(例) 一人の受給者で障害児入所支援(上記分類の①)と児童発達支援(上記分類の②)のサービスを利用している場合、その受給者は①と判定する。



**参照** その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 19「1 受給者関係」-「Point! その他の留意事項について」を参照。

---

## 4.2. 利用者負担関係（負担率分布）

利用者負担関係（負担率分布）の様式では請求明細書及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者数及び利用者負担率の分布を「年齢による分類」「サービス種類による分類」「所得区分」別に出力する。

利用者負担関係（負担率分布）の様式は以下のとおり。

- (14) 利用者負担関係・障害福祉サービス（負担率分布）
- (16) 利用者負担関係・障害児支援（負担率分布）

利用者負担関係（負担率分布）の様式について、「(14) 利用者負担関係・障害福祉サービス（負担率分布）」を例に出カイメージを示す。

利用者負担関係・障害福祉サービス(負担率分布) 【平成●●年●●月サービス提供分】				総費用額に対する利用者負担額の割合を出力する												計
【都道府県名】	●●県	【市町村名】	●●市	0% 0%台	1%台	2%台	3%台	4%台	5%台	6%台	7%台	8%台	9%台	10% 10%超	計	
サービス	年齢による分類	サービス種類による分類	所得区分													
障害福祉サービス	全体	全体	一般2	18											266	
障害福祉サービス	全体	全体	一般1	44	8	79	79	57	65	73	91	59	26	489	1145	
障害福祉サービス	全体	全体	低所得2	2947											2947	
障害福祉サービス	全体	全体	低所得1	8421							1		1	2	8425	
障害福祉サービス	全体	全体	生活保護	7476										1	7477	
障害福祉サービス	全体	全体	合計	18906	8	79	79	59	66	78	97	62	29	697	20260	
障害福祉サービス	20歳以上	①入所サービス利用者	一般2	2							1	2	1	14	22	
障害福祉サービス	20歳以上	①入所サービス利用者	一般1													
障害福祉サービス	20歳以上	①入所サービス利用者	低所得2	1263											1263	
障害福祉サービス	20歳以上	①入所サービス利用者	低所得1	413											413	
障害福祉サービス	20歳以上	①入所サービス利用者	生活保護	49											49	
(中略)																
障害福祉サービス	18歳以上、20歳未満	④通所サービス利用者	低所得2													
障害福祉サービス	18歳以上、20歳未満	④通所サービス利用者	低所得1	256											256	
障害福祉サービス	18歳以上、20歳未満	④通所サービス利用者	生活保護	31											31	
障害福祉サービス	18歳以上、20歳未満	④通所サービス利用者	合計	289											289	
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	一般2													
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	一般1													
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	低所得2													
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	低所得1													
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	生活保護													
障害福祉サービス	18歳未満	①入所サービス利用者	合計													
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	一般2													
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	一般1													
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	低所得2	1											1	
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	低所得1	1											1	
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	生活保護	2											2	
障害福祉サービス	18歳未満	②GHサービス利用者	合計	4											4	
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	一般2											30	34	
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	一般1	8	1	49	41	20	15	9	12	2	4	65	232	
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	低所得2	42											42	
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	低所得1	97							1				98	
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	生活保護	69											69	
障害福祉サービス	18歳未満	③居宅サービス利用者	合計	216	1	49	41	20	15	9	13	2	4	95	475	
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	一般2	1										1	2	
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	一般1													
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	低所得2	4											4	
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	低所得1	16											16	
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	生活保護	4											4	
障害福祉サービス	18歳未満	④通所サービス利用者	合計	25	3	4	2	1			1	3	1	21	62	

図 CSV出カイメージ\_利用者負担関係・障害福祉サービス(負担率分布)



### 参照 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
2. 受給者台帳情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。



### 参照 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 18「1 受給者関係」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照。



### 参照 サービス種類による分類の判定方法について

サービス種類による分類の判定方法については、P. 34「4.1 利用者負担関係(金額分布)」-「Point! サービス種類による分類の判定方法について」を参照。



### Point! 利用者負担の負担率の求め方について

金額の端数処理の影響により、利用者負担額を総費用額で除した結果が 10%を超過する場合がある。決定利用者負担額と以下(1)式の計算結果が合致した場合、負担率を 10%と判定して集計する。

$$\text{総費用額} - ((\text{総費用額} \times 90\%) \text{を小数点以下切り捨て}) \cdots (1)$$

例) 総費用額が 1,001 円、決定利用者負担額が 101 円の場合

(a) みかけ上の負担率 :  $101 / 1,001 = 10.09\%$  (10%を超過)

(b) (1)式による結果 :  $1,001 - ((1,001 \times 90\%) \text{を小数点以下切り捨て})$   
= 101 (決定利用者負担額と一致)

(c) (a)によりみかけ上の負担率が 10%を超過しているが、(b)により(1)式の計算結果が決定利用者負担額と一致しているため、負担率を 10%と判定して集計



### 参照 その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 19「1 受給者関係」-「Point! その他の留意事項について」を参照。

## 5. 市町村単位におけるサービス利用状況

### 5.1. 市町村単位におけるサービス利用状況（概況）

市町村単位におけるサービス利用状況（概況）の様式では請求明細書、計画相談支援給付費請求書等、サービス提供実績記録票及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者数等を「都道府県」「市町村」「サービス種類」別に出力する。

市町村単位におけるサービス利用状況（概況）の様式は以下のとおり。

- (17) 市町村単位におけるサービス利用状況（概況）（障害福祉サービス）
- (18) 市町村単位におけるサービス利用状況（概況）（障害児支援）

市町村単位におけるサービス利用状況（概況）の様式について、「(17) 市町村単位におけるサービス利用状況（概況）（障害福祉サービス）」を例に出力イメージを示す。

①市町村単位におけるサービス利用状況（概況）（障害福祉サービス） 【平成●●年●●月サービス提供分】		(単位 人数:人、日数:日、時間:時)																											
都道府県名	市町村名	サービス利用者数(実数)	(再掲)サービス利用者数(実数)のうち介護保険給付対象者数	(再掲)サービス利用者数(実数)のうち特定旧法受給者数	居宅介護利用者数	重度訪問介護利用者数	(再掲)利用者数のうち介護保険給付対象者数	(再掲)利用者数のうち特定旧法受給者数	利用時間数	1人当たり平均利用時間数	利用者数	(再掲)利用者数のうち介護保険給付対象者数	(再掲)利用者数のうち特定旧法受給者数	利用時間数	1人当たり平均利用時間数	利用者数	共同生活援助(外部サービス利用型)利用者数	(再掲)利用者数のうち介護保険給付対象者数	(再掲)利用者数のうち特定旧法受給者数	利用日数	1人当たり平均利用日数	利用者数	共同生活援助(口中サービス支援型)利用者数	(再掲)利用者数のうち介護保険給付対象者数	(再掲)利用者数のうち特定旧法受給者数	利用日数	1人当たり平均利用日数		
●●県	●●市	20588	2243	2840	9110	588	434	202316	22.2	1539	319	84	205153	133.3	261	1	38	12	7	5	1139	30	79	15.8	48	4	1	704	14.7

共同生活援助（外部サービス利用型）については、受託居宅介護サービスの利用時間数を出力する

中略

利用時間数 ÷ 利用者数（小数点第2位を四捨五入）により求めた平均利用時間数を出力する

利用日数 ÷ 利用者数（小数点第2位を四捨五入）により求めた平均利用日数を出力する

図 CSV出力イメージ\_市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)





## 参照 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
2. 受給者台帳情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
3. 計画相談支援給付費請求書情報等  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
4. サービス提供実績記録票情報  
※ P. 31「3 加算等集計」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
5. 事業所台帳情報、全国事業所台帳  
※ P. 23「2 事業所・サービス種類関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。



## 参照 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 18「1 受給者関係」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照。



## Point! 請求明細書から日数を集計する場合の求め方

明細書情報の明細情報レコードにおいて、本体報酬のサービスコードの回数を基に1回を1日として集計し、日数を求める。加算のサービスコードの回数は、集計の対象外。

例) 明細情報レコードが以下の場合、4日となる。

サービス内容	サービスコード	単位数	回数
生活訓練 I 2	421111	670	2
生活訓練 II 1	421211	245	2
生活訓練上限額管理加算	425010	150	1
生活訓練短期滞在加算 II	425221	115	1

- ← 集計対象
- ← 集計対象
- ← 集計対象外
- ← 集計対象外



## Point ! 訪問系サービスの場合の集計について

「市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害福祉サービス)」、「市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)」及び「個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」の様式の場合、受給者がサービスを利用した実時間(重複時間を除く)を、サービス種類ごとに以下に記載の方法で集計する。

### (1) 居宅介護の場合

居宅介護サービス提供実績記録票情報(様式1)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとにサービスを利用した実時間を分単位で求める。

実時間を求める際、「前月からの継続サービス」として入力されている明細情報レコードは集計の対象外となる。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第一位を四捨五入した結果を出力する。

### (2) 重度訪問介護の場合

重度訪問介護サービス提供実績記録票情報(様式3-1)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとにサービスを利用した実時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第一位を四捨五入した結果を出力する。

### (3) 行動援護の場合

行動援護サービス提供実績記録票情報(様式2)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとにサービスを利用した実時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第一位を四捨五入した結果を出力する。

#### (4) 重度障害者等包括支援の場合

重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の基本情報レコード及び明細情報レコードを基に、利用したサービスの内容に応じて以下のように中間集計を行い、中間集計結果をさらに集計した結果を出力する。

##### (a) サービス内容が短期入所、共同生活援助以外の場合

サービス内容が短期入所、共同生活援助以外である明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとにサービスを利用した実時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第一位を四捨五入した結果を出力する。

※サービス提供年月が平成26年3月以前は、「共同生活援助」を「共同生活介護」と読み替える。

##### (b) サービス内容が短期入所の場合

サービス内容が短期入所である明細情報レコードを対象とし、その明細情報レコードの件数を利用日数とする。

短期入所利用時間換算は、「利用日数×8時間」で求める。

##### (c) サービス内容が共同生活援助の場合

サービス内容が共同生活援助である明細情報レコードを対象とし、その明細情報レコードの件数を利用日数とする。

共同生活援助利用時間換算は、「利用日数×8時間」で求める。

※サービス提供年月が平成26年3月以前は、「共同生活援助」を「共同生活介護」と読み替える。

#### (5) 同行援護の場合

同行援護サービス提供実績記録票情報(様式19)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとにサービスを利用した実時間を分単位で求める。

実時間を求める際、「前月からの継続サービス」として入力されている明細情報レコードは集計対象外とする。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第一位を四捨五入した結果を出力する。



## Point ! サービス利用した実時間の出力について

受給者がサービスを利用した実時間を求める。そのため、開始時間及び終了時間から求めた時間と報酬の算定時間は、以下に記載の点で異なる。

① 二人派遣の場合の重複時間は除外する。

(例)以下の二人派遣の場合、利用時間は 180 分(10:00 から 13:00 の 3 時間)として集計

一人目の居宅介護従業者が 10:00 から 12:00 にサービスを提供

二人目の居宅介護従業者が 11:00 から 13:00 にサービスを提供

② 報酬として算定する場合、端数の時間については切り上げ、または切り捨てられるが、「障害者自立支援等実績データ抽出」処理では開始時間及び終了時間に設定されている値で集計する。

(例)10:00 から 11:05 の場合、利用時間は 65 分として集計

10:00 から 10:55 の場合、利用時間は 55 分として集計

③ 報酬算定の対象外となる時間を含む場合がある。

(例)居宅介護における通院等介助の運転時間

行動援護において 8 時間(平成 21 年 3 月以前においては 5 時間)以上のサービスを利用

④ 報酬算定では回数として扱う場合も、その利用時間を集計する。

(例)居宅介護における通院等乗降介助



### Point! 共同生活援助における受託居宅介護サービスの利用時間について

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における受託居宅介護サービスの利用時間数は、共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)の「合計1 合計 算定時間数計」が受給者の利用時間となり、利用時間を集計した後に100で割り(小数部2桁)小数点以下第一位を四捨五入した結果を出力する。



### 参照 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について

都道府県合計と市町村単位の合計の差異については、P. 24「2 事業所・サービス種類関係」-「Point! 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について」を参照。



### 参照 自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法について

自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法については、

P. 26「2 事業所・サービス種類関係」-「Point! 自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法について」を参照。



### Point! その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する場合がある。
2. 同一受給者が複数事業所でサービスを利用した場合でも利用者数は1名として集計される。
3. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
4. 同一の受給者が複数種類のサービスを利用した場合、それぞれのサービス種類に集計される。
5. 集計の対象は自県受給者分に限られる。
6. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は1名として集計される。

---

## 5.2. 市町村単位における訪問系サービスの利用状況等（個表）

市町村単位における訪問系サービスの利用状況等（個表）の様式では請求明細書、サービス提供実績記録票及び受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者数及び利用時間数等の分布を「都道府県」「市町村」「訪問系サービス種類・決定サービスコード」「障害支援区分」別に出力する。

市町村単位における訪問系サービスの利用状況等（個表）の様式は以下のとおり。

(19) 市町村単位における訪問系サービスの利用状況等（個表）

「(19) 市町村単位における訪問系サービスの利用状況等 (個表)」の出カイメージを示す。

②市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表) 【平成●●年●●月サービス提供分】																
【都道府県名】	●●県	【市町村名】	●●市													
【障害支援区分】	区分1															
(1)訪問系サービス全体																
				(利用者1人毎の日利用時間数等の分布)												
利用人数	利用時間数	1人当たり平均利用時間	費用額	1人当たり平均費用額												
467	6891	14.8	17351035	37154.3												
利用時間区分	50時間未満	50時間以上100時間未満	100時間以上150時間未満	150時間以上200時間未満	200時間以上250時間未満	250時間以上300時間未満	300時間以上350時間未満	350時間以上400時間未満	400時間以上450時間未満	450時間以上500時間未満	500時間以上550時間未満	550時間以上600時間未満	600時間以上650時間未満	650時間以上700時間未満	700時間以上	(再掲)1日24時間かつ毎日利用
利用人員	456	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
費用額区分	10万円未満	10~20万円未満	20~30万円未満	30~40万円未満	40~50万円未満	50~60万円未満	60~70万円未満	70~80万円未満	80~90万円未満	90~100万円未満	100~150万円未満	150~200万円未満	200~250万円未満	250~300万円未満	300~350万円未満	350万円以上
利用人員	450	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)訪問系サービスにおけるサービス種類毎の状況																
①居宅介護																
a全体																
利用人数	利用時間数	1人当たり平均利用時間	費用額	1人当たり平均費用額												
417	0	0	12.3	13825478												
33154.6																
				(利用者1人毎の月利用時間数等の分布)												
利用時間区分	50時間未満	50時間以上100時間未満	100時間以上150時間未満	150時間以上200時間未満	200時間以上250時間未満	250時間以上300時間未満	300時間以上350時間未満	350時間以上400時間未満	400時間以上450時間未満	450時間以上500時間未満	500時間以上550時間未満	550時間以上600時間未満	600時間以上650時間未満	650時間以上700時間未満	700時間以上	
利用人員	417	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
費用額区分	10万円未満	10~20万円未満	20~30万円未満	30~40万円未満	40~50万円未満	50~60万円未満	60~70万円未満	70~80万円未満	80~90万円未満	90~100万円未満	100~150万円未満	150~200万円未満	200~250万円未満	250~300万円未満	300~350万円未満	350万円以上
利用人員	417	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問系サービス「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「同行援護」を出力対象とする																
(中略)																
④重度障害者等包括支援																
利用人数	費用額	1人当たり平均費用額														
0	0	0														
				(利用者1人毎の月利用時間数等の分布)												
居宅介護利用時間	重度訪問介護利用時間	行動援護利用時間	同行援護利用時間	短期入所利用日数	共同生活援助利用日数											
0	0	0	0	0	0											
				時間換算(時間換算×8)												
				0	0											
⑤同行援護																
a全体																
利用人数	利用時間数	1人当たり平均利用時間	費用額	1人当たり平均費用額												
74	1743	23.6	3525557	47642.7												
				(利用者1人毎の日利用時間数等の分布)												
利用時間区分	50時間未満	50時間以上100時間未満	100時間以上150時間未満	150時間以上200時間未満	200時間以上250時間未満	250時間以上300時間未満	300時間以上350時間未満	350時間以上400時間未満	400時間以上450時間未満	450時間以上500時間未満	500時間以上550時間未満	550時間以上600時間未満	600時間以上650時間未満	650時間以上700時間未満	700時間以上	
利用人員	65	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
費用額区分	10万円未満	10~20万円未満	20~30万円未満	30~40万円未満	40~50万円未満	50~60万円未満	60~70万円未満	70~80万円未満	80~90万円未満	90~100万円未満	100~150万円未満	150~200万円未満	200~250万円未満	250~300万円未満	300~350万円未満	350万円以上
利用人員	72	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
「重度障害者等包括支援」の場合、その内訳(居宅介護利用時間等)を出力する																

図 CSV出カイメージ\_市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)

## 参照 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
2. 受給者台帳情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
3. サービス提供実績記録票情報  
※ P. 31「3 加算等集計」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。

## 参照 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 18「1 受給者関係」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照。

## 参照 訪問系サービスの場合の集計について

訪問系サービスの場合の集計については、P. 49「5.1 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)」-「Point! 訪問系サービスの場合の集計について」を参照。

## 参照 サービス利用した実時間の出力について

サービス利用した実時間の出力については、P. 51「5.1 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)」-「Point! サービス利用した実時間の出力について」を参照。

## 参照 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について

都道府県合計と市町村単位の合計の差異については、P. 24「2 事業所・サービス種類関係」-「Point! 都道府県合計と市町村単位の合計の差異について」を参照。

## 参照 その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 52「5.1 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)」-「Point! その他の留意事項について」を参照。



### 5.3. 市町村マスタ

「市町村番号」「市町村名(漢字)」「有効開始日」「有効終了日」の情報を出力する。

市町村マスタの様式は以下のとおり。

#### (20) 市町村マスタ

「(20)市町村マスタ」の様式の出カイメージを示す。

市町村番号	市町村名	開始有効日	終了有効期間
130000	東京都	20061001	99999999
131016	千代田区	20061001	99999999
131024	中央区	20061001	99999999
131032	港区	20061001	99999999
131041	新宿区	20061001	99999999
131059	文京区	20061001	99999999
131067	台東区	20061001	99999999
131075	墨田区	20061001	99999999
131083	江東区	20061001	99999999
131091	品川区	20061001	99999999
131105	目黒区	20061001	99999999
131113	大田区	20061001	99999999
131121	世田谷区	20061001	99999999
131130	渋谷区	20061001	99999999
131148	中野区	20061001	99999999
131156	杉並区	20061001	99999999
131164	豊島区	20061001	99999999
131172	北区	20061001	99999999
131181	荒川区	20061001	99999999
131199	板橋区	20061001	99999999
131202	練馬区	20061001	99999999
131211	足立区	20061001	99999999
131229	葛飾区	20061001	99999999
131237	江戸川区	20061001	99999999
132012	八王子市	20061001	99999999
132021	立川市	20061001	99999999
132039	武蔵野市	20061001	99999999
132047	三鷹市	20061001	99999999
132055	青梅市	20061001	99999999
132063	府中市	20061001	99999999
132071	昭島市	20061001	99999999
132080	調布市	20061001	99999999
132098	町田市	20061001	99999999
132101	小金井市	20061001	99999999
132110	小平市	20061001	99999999
132128	日野市	20061001	99999999
132136	東村山市	20061001	99999999

図 CSV出カイメージ\_市町村マスタ

## 6. 複数サービスの利用状況

複数サービスの利用状況の様式では請求明細書を基に、指定したサービス提供年月における複数サービス利用者数を「サービス種類」別に出力する。

複数サービスの利用状況の様式は以下のとおり。

### (21) 複数サービスの利用状況（障害福祉サービス）

「(21) 複数サービスの利用状況（障害福祉サービス）」の様式の出カイメージを示す。

ヘッダのサービスと他のサービスを利用した利用者数を出力する

サービス種類	複数サービス利用者数	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援	同行援護	療養介護	生活介護	児童デイサービス	短期入所	(再掲)短期入所(福祉型)	(再掲)短期入所(療養型)	(再掲)短期入所(福祉型(強化))	共同生活介護	施設入所支援	共同生活援助(介護サービス包括型)	共同生活援助(外部サービス利用型)	共同生活援助(中)	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(機能訓練(通所))	自立訓練(機能訓練(訪問))	自立訓練(生活訓練)	自立訓練(生活訓練(通所))	自立訓練(生活訓練(訪問))	自立生活援助	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	地域移行支援	地域定着支援	計		
居宅介護	12136	4534	37	390	0	1366	3	5567	0	1816	1589	160	67	0	14	1195	0	0	9	9	0	209	196	26	0	317	4	589	3184	2	0	435	1962	
重度訪問介護	1682	36	2852	2	0	4	19	1177	0	220	179	29	12	0	3	121	0	1	1	0	0	0	0	0	0	5	0	6	60	0	0	72	4576	
行動援護	780	405	2	146	0	0	1	752	0	382	376	2	4	0	7	286	0	0	0	0	0	4	4	0	0	1	0	0	41	0	0	3	2030	
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
同行援護	1506	1353	6	0	0	591	1	240	0	36	34	1	1	0	7	50	0	0	11	11	0	2	2	0	0	4	2	37	96	0	27	2463		
療養介護	24	4	19	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	
生活介護	16094	6260	2119	811	0	266	0	0	0	4370	4083	165	122	0	4674	3788	9	0	2	2	0	9	8	2	1	7	0	1	197	0	2	145	24476	
児童デイサービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
短期入所	4799	2062	443	333	0	38	0	4201	0	949	5359	252	137	0	5	50	0	2	2	0	25	24	2	0	0	23	0	24	837	2	0	46	9040	
(再掲)短期入所(福祉型)	4509	1786	359	330	0	35	0	3896	0	4	50	0	0	0	4	50	0	2	2	0	25	24	2	0	0	23	0	24	830	2	0	44	8337	
(再掲)短期入所(療養型)	228	222	62	2	0	2	0	235	0	40	24	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	589	
(再掲)短期入所(福祉型(強化))	136	106	44	1	0	1	0	155	0	45	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	382	
共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
施設入所支援	4885	0	0	7	0	7	0	4790	0	8	7	0	1	0	0	9	0	0	0	0	65	65	0	0	0	23	6	0	37	0	2	0	5054	
共同生活援助(介護サービス包括型)	6410	1320	0	0	0	0	0	3308	0	58	56	0	0	0	9	8	0	0	0	0	94	94	2	1	0	118	0	213	2199	4	4	5	8658	
共同生活援助(外部サービス利用型)	39	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	28	0	0	0	40		
共同生活援助(自由サービス支援型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自立訓練(機能訓練)	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114
(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	
(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自立訓練(生活訓練)	449	0	0	0	0	0	0	0	0	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	435	34	47	0	0	8	0	3	30	0	0	5	537	
(再掲)自立訓練(生活訓練)(通所)	434	0	0	0	0	0	0	0	0	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	3	28	0	0	5	517	
(再掲)自立訓練(生活訓練)(訪問)	34	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	1	40	
指定型自立訓練	74	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	47	0	0	0	0	0	1	25	0	0	0	52	
自立生活援助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
就労移行支援	510	0	0	0	0	0	0	0	0	117	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7	1	7	0	0	6	0	3	23	0	0	0	18	603
就労移行支援(養成施設)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
就労継続支援A型	850	0	0	0	0	0	0	0	0	213	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	1	0	3	0	9	12	0	0	29	982	
就労継続支援B型	6108	0	0	0	0	0	0	0	0	2182	28	0	1	1	0	0	0	0	0	30	28	5	25	0	0	22	0	12	142	0	1	155	7619	
就労定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
(中略)																																		
地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
地域定着支援	593	545	245	3	0	39	0	159	0	52	49	1	2	0	0	5	0	0	0	0	5	5	1	0	0	18	1	29	155	0	0	0	1256	
計	57077																																	

複数サービス種類を利用した受給者数及び同一サービス種類で複数事業所を利用した受給者数を出力する  
(同一受給者が複数事業所、または複数サービスを利用した場合、利用者数を「1名」で集計)

図 CSV出カイメージ\_複数サービスの利用状況(障害福祉サービス)



### 参照 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
2. 事業所台帳情報  
※ P. 23「2 事業所・サービス種類関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。



### 参照 利用者数の集計方法について

※ 利用者数の集計方法については、P. 18「1 受給者関係」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照。



## Point ! 複数サービス利用の集計方法について

複数サービス利用状況集計では、複数種類のサービスを利用している受給者(同一サービスを複数事業所で利用している場合も含む)について、利用状況を集計する。以降に集計例を示す。

### ① 受給者が1事業所で1サービスを利用した場合

(例) A事業所で「11:居宅介護」のみを利用した場合

複数利用していないため、集計対象とならない。

サービス種類	複数サービス 利用者数	居宅介護	重度訪問 介護	行動援護	重度障害者 等包括支援	生活介護	...	計
居宅介護								0
重度訪問介護								0
計	0							

### ② 受給者が1事業所で2種類のサービスを利用した場合

(例) A事業所で「11:居宅介護」及び「12:重度訪問介護」を利用した場合

「居宅介護」行の「重度訪問介護」列及び「重度訪問介護」行の「居宅介護」列に、それぞれ「1」として集計される。

サービス種類	複数サービス 利用者数	居宅介護	重度訪問 介護	行動援護	重度障害者 等包括支援	生活介護	...	計
居宅介護	1		1					1
重度訪問介護	1	1						1
計	2							

③ 受給者が複数の事業所で同じサービスを利用した場合

(例1) A事業所とB事業所で「11:居宅介護」を利用した場合

この場合、「居宅介護」を複数利用しているとして、「居宅介護」行の「居宅介護」列に、「1」として集計される。

サービス種類	複数サービス利用者数	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	...	計
居宅介護	1	1						1
重度訪問介護								
計	1							

(例2) A事業所で「24:短期入所」の福祉型を利用し、B事業所で「24:短期入所」の医療型を利用した場合

「短期入所」行は、「短期入所」列、「(再掲)短期入所(福祉型)」列及び「(再掲)短期入所(医療型)」列に、それぞれ「1」として集計される。

「(再掲)短期入所(福祉型)」行は、「(再掲)短期入所(医療型)」列に、「1」として集計される。

「(再掲)短期入所(医療型)」行は、「(再掲)短期入所(福祉型)」列に、「1」として集計される。

なお、「(再掲)短期入所(福祉型)」行及び「(再掲)短期入所(医療型)」行は、「短期入所」列は集計されない。

サービス種類	複数サービス利用者数	居宅介護	...	短期入所	(再掲)短期入所(福祉型)	(再掲)短期入所(医療型)	(再掲)短期入所(福祉型(強化))	...	計
居宅介護									
...									
短期入所	1			1	1	1	0		1
(再掲)短期入所(福祉型)	1				0	1	0		1
(再掲)短期入所(医療型)	1				1	0	0		1
(再掲)短期入所(福祉型(強化))	0				0	0	0		0
計	1								

複数サービス利用者数の計に(再掲)の利用者数は含めない。  
※以降の例においても同様

・サービス種類が(再掲)以外の行は、横軸の計には(再掲)の集計値を含めない。  
・サービス種類が(再掲)の行は、横軸の計には(再掲)の集計値を含める。  
※以降の例においても同様

(例3) A 事業所、B 事業所、C 事業所で「41: 自立訓練(機能訓練)」の通所を利用した場合

「自立訓練(機能訓練)」行の「自立訓練(機能訓練)」列に、「2」として集計される。

また、「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」列には、受給者の「自立訓練(機能訓練)(通所)」のサービス利用分の実数として、「3」として集計される。

なお、「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」行及び「(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)」行における、「自立訓練(機能訓練)」列、「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」列及び「(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)」列は集計されない。

サービス種類	複数サービス 利用者数	居宅 介護	...	施設入所 支援	自立訓練 (機能訓練)	(再掲) 自立訓練 (機能訓練) (通所)	(再掲) 自立訓練 (機能訓練) (訪問)	計
居宅介護								
...								
施設入所支援								
自立訓練(機能訓練)	1			0	2	3	0	2
(再掲)自立訓練 (機能訓練)(通所)	0							0
(再掲)自立訓練 (機能訓練)(訪問)	0							0
計	1							

④ 受給者が複数の事業所で異なるサービスを利用した場合

(例1) A事業所で「11:居宅介護」及び「12:重度訪問介護」を利用し、B事業所で「11:居宅介護」及び「22:生活介護」を利用した場合

「居宅介護」行は、「居宅介護」「重度訪問介護」及び「生活介護」列にそれぞれ「1」として集計される。

「重度訪問介護」行は、「居宅介護」列に「2」、「生活介護」列に「1」として集計される。

「生活介護」行は、「居宅介護」列に「2」、「重度訪問介護」列に「1」として集計される。

サービス種類	複数サービス 利用者数	居宅介護	重度訪問 介護	行動援護	重度障害者 等包括支援	生活介護	...	計
居宅介護	1	1	1			1		3
重度訪問介護	1	2				1		3
行動援護								
重度障害者等 包括支援								
生活介護	1	2	1					3
計	3							

(例2) A 事業所で「24:短期入所」の医療型を利用し、B 事業所で「32:施設入所支援」を利用した場合

「短期入所」行は、「(再掲)短期入所(医療型)」列及び「施設入所支援」列に、それぞれ「1」として集計される。

「(再掲)短期入所(医療型)」行は、「施設入所支援」列に、「1」として集計される。

「施設入所支援」行は、「短期入所」列及び「(再掲)短期入所(医療型)」列に、「1」として集計される。

なお、「(再掲)短期入所(福祉型)」行及び「(再掲)短期入所(医療型)」行における、「短期入所」列は集計されない。

サービス 種類	複数サービス 利用者数	居宅 介護	...	短期 入所	(再掲) 短期入所 (福祉型)	(再掲) 短期入所 (医療型)	(再掲) 短期入所 (福祉型 (強化))	...	施設入所 支援	計
居宅介護										
...										
短期入所	1			0	0	1	0		1	1
(再掲)短期入所 (福祉型)	0				0	0	0		0	0
(再掲)短期入所 (医療型)	1				0	0	0		1	1
(再掲) 短期入所(福祉型(強化))	0				0	0	0		0	0
...										
施設入所支援	1			1	0	1			0	1
計	2									



(例3) A 事業所で「24:短期入所」の福祉型を利用し、B 事業所で「24:短期入所」の医療型を利用し、C 事業所で「32:施設入所支援」を利用した場合  
「短期入所」行は、「短期入所」列、「(再掲)短期入所(福祉型)」列、「(再掲)短期入所(医療型)」列及び「施設入所支援」列に、  
それぞれ「1」として集計される。

「(再掲)短期入所(福祉型)」行は、「(再掲)短期入所(医療型)」列及び「施設入所支援」列に、「1」として集計される。

「(再掲)短期入所(医療型)」行は、「(再掲)短期入所(福祉型)」列及び「施設入所支援」列に、「1」として集計される。

「施設入所支援」行は、「短期入所」列に「2」として集計し、「(再掲)短期入所(福祉型)」列及び「(再掲)短期入所(医療型)」列に、「1」として集計される。

なお、「(再掲)短期入所(福祉型)」行及び「(再掲)短期入所(医療型)」行における、「短期入所」列は集計されない。

サービス 種類	複数サービ ス利用者数	居宅 介護	...	短期 入所	(再掲) 短期入所 (福祉型)	(再掲) 短期入所 (医療型)	(再掲) 短期入所 (福祉型 (強化))	...	施設入所 支援	計
居宅介護										
...										
短期入所	1			1	1	1	0		1	2
(再掲)短期入所 (福祉型)	1				0	1	0		1	2
(再掲)短期入所 (医療型)	1				1	0	0		1	2
(再掲) 短期入所(福祉型(強化))	0				0	0	0		0	0
...										
施設入所支援	1			2	1	1				2
計	2									

(例4) A 事業所で「41: 自立訓練(機能訓練)」の通所と訪問を利用し、B 事業所で「41: 自立訓練(機能訓練)」の通所を利用し、

C 事業所で「32: 施設入所支援」を利用した場合

「施設入所支援」行は、「自立訓練(機能訓練)」列、「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」列に「2」として集計し、

「(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)」列に、「1」として集計される。

「自立訓練(機能訓練)」行は、「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」列に「2」として集計し、「施設入所支援」列、

「自立訓練(機能訓練)」列及び「(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)」列に、「1」として集計される。

「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」行及び「(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)」行は、「施設入所支援」列に、「1」として集計される。

なお、「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」行及び「(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)」行における、「自立訓練(機能訓練)」列、

「(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)」列及び「(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)」列は集計されない。

サービス 種類	複数サービス 利用者数	居宅 介護	...	施設入所 支援	自立訓練 (機能訓練)	(再掲) 自立訓練 (機能訓練) (通所)	(再掲) 自立訓練 (機能訓練) (訪問)	計
居宅介護								
...								
施設入所支援	1			0	2	2	1	2
自立訓練(機能訓練)	1			1	1	2	1	2
(再掲)自立訓練 (機能訓練)(通所)	1			1				1
(再掲)自立訓練 (機能訓練)(訪問)	1			1				1
計	2							



### 参照 自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法について

自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法については、

P. 26「2 事業所・サービス種類関係」-「Point! 自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法について」を参照。



### Point! その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する可能性がある。
2. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
3. 集計の対象は自県受給者分に限られる。
4. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は1名として集計される。

---

## 7. 支給決定情報集計

支給決定情報集計の様式では受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における支給決定者数を「障害区分」「サービス種類」別に出力する。  
(障害児相談支援の場合は「障害区分」別に出力する。)

支給決定情報集計の様式は以下のとおり。

- (22) 支給決定情報集計 (障害福祉サービス)
- (23) 支給決定情報集計 (相談支援)
- (24) 支給決定情報集計 (地域相談支援)
- (25) 支給決定情報集計 (障害児支援)
- (26) 支給決定情報集計 (障害児相談支援)

支給決定情報の様式について、「(22) 支給決定情報集計 (障害福祉サービス)」を例に出カイメージを示す。

「障害区分」にはコード値として以下のとおり出力する  
 ・障害区分…「01：身体障害者」、「02：知的障害者」、「03：精神障害者」、「04：障害児」、「05：難病等対象者」

支給決定情報集計(障害福祉サービス)			
【平成●●年●●月サービス提供分】			
【都道府県名】	●●県	【市町村名】	●●市
障害区分	支給決定者数(実数)		
1	9169		
2	7182		
3	6922		
4	1362		
5	164		
合計	24799		
サービス種類	障害区分	支給決定者数	
11	1	4321	
11	2	3080	
11	3	4452	
11	4	856	
11	5	102	
12	1	1669	
12	2	21	
12	3	10	
12	4	0	
12	5	37	
	1	56	
(中略)			
94			
95	1	0	
95	2	0	
95	3	0	
95	4	0	
95	5	0	
合計		38974	

サービス利用の有無に関わらず、支給決定を受けている受給者を対象とし、集計する

図 CSV出カイメージ\_支給決定情報集計(障害福祉サービス)



### 参照 対象とするデータについて

#### 1. 受給者台帳情報

※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。



### Point! 受給者数の集計方法について

指定されたサービス提供年月の月末時点で、受給者台帳情報及び障害児支援受給者台帳情報に登録されている受給者を対象に受給者数として集計する。

例えば、サービス提供年月に有効である受給者台帳に登録されている受給者が 10 名存在し、そのうち 5 名についてサービス事業所より請求があった場合、受給者数は受給者台帳に登録されている受給者 10 名として集計する。



### 参照 その他の留意事項について

その他の留意事項については、P. 66「6 複数サービスの利用状況」-「Point! その他の留意事項について」を参照。

## 8. 障害程度区分の変更状況

障害程度区分の変更状況の様式では受給者台帳を基に、指定したサービス提供年月における障害程度区分が変更になった受給者を「旧障害程度区分」別に出力する。

※サービス提供年月が平成 26 年 4 月以降は出力しない

障害程度区分の変更状況の様式は以下のとおり。

### (27) 障害程度区分の変更状況（障害福祉サービス）

「(27) 障害程度区分の変更状況（障害福祉サービス）」の様式の出カイメージを示す。

旧障害程度区分	障害程度区分						重複者									
	児童	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	児童	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
区分A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

旧法サービスから新法サービスに変更になった受給者に対応する障害程度区分の受給者数を出力する

旧法サービスの旧障害程度区分等コードが複数存在し、2 件目以降の旧障害程度区分等コードを対象とした時に対応する障害程度区分の受給者数を出力する

図 CSV出カイメージ\_障害程度区分の変更状況(障害福祉サービス)

## 9. 個人ごとの状況

個人ごとの状況の様式では請求明細書、計画相談支援給付費請求書等、サービス提供実績記録票、受給者台帳及び事業所台帳を基に、指定したサービス提供年月における利用者個人ごとの決定支給量、利用実績、費用額を「サービス種類」別に出力する。

個人ごとの状況の様式は以下のとおり。

- (28) 個人ごとの状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）
- (29) 個人ごとの状況（障害児支援、障害児相談支援）

個人ごとの状況の様式について、「(28) 個人ごとの状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）」を例に出カイメージを示す。

### CSVデータ構造について

個人ごとの状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）は以下の4レコードで1受給者分の情報となる。

①	明細レコード行（基本情報）	} 受給者ごとの情報
②	明細レコード行（決定支給量情報）	
③	明細レコード行（利用実績情報）	
④	明細レコード行（費用額情報）	

1	個人ごとの状況(障害福祉サー【平成●●年●●月●●日●●県●●市																																							
①	2	19999	9999999999	1	26	*****	66	1064282	1064282	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
②	3	19999	9999999999	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	30	22	31				15	30	22		22		30	22	22	22	22	30	30	30	##	30	30				
③	4	19999	9999999999	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	21	3	0	18	##	30	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	60	0	2	6	0
④	5	19999	9999999999	17559	13635			5657		##	##	##	##	##	##	##	##	0	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	

図 CSV出カイメージ\_個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)

各レコードの詳細については次ページ以降で説明する。



## ①基本情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等及び受給者台帳の内容を基に、受給者の基本情報や利用実績を集計し、出力する。

「障害区分」、「障害支援区分」にはコード値として以下のとおり出力する

- ・障害区分…「01：身体障害者」、「02：知的障害者」、「03：精神障害者」、「04：障害児」、「05：難病等対象者」
- ・障害支援区分…「21：区分1」、「22：区分2」、「23：区分3」、「24：区分4」、「25：区分5」、「26：区分6」、「99：なし」

基本情報																
証記載市町村番号	受給者証番号	障害区分	障害支援区分	支給決定者氏名カナ	支給決定児童氏名カナ	年齢	計画相談支援事業所番号	費用額計	給付費計	利用者負担額計	高額障害福祉サービス費計	自治体助成分請求額計	特定障害者特別給付費(給付費請求額)計			
													総額	(内訳)入所施設	(内訳)GH	
019999	9999999999	01	26	*****		66	0139999999	1,064,282	1,064,282	0	0	0	0	0	0	0

支給決定者及び支給決定児童の氏名カナの項目については、個人情報保護の観点から、市町村等ごとの委託届や依頼に基づき、障害者総合支援給付審査支払等システムで統計情報を作成する際の出力可否を選択することが可能となっている

統計情報に氏名カナの項目を出力しない場合は、イメージ図のように10桁の“\*”（アスタリスク）で出力される

個人ごとに支払済みとなった請求明細書等の給付費等の金額を集計し、出力する

※個人で複数の事業所を利用し、集計対象の請求明細書等が複数ある場合、合算して出力する

図 基本情報イメージ\_個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)

## ②決定支給量情報について

受給者台帳の支給決定情報の内容を主に集計し、各サービスの決定支給量（整数部6桁、小数部2桁）を出力する。  
 訪問系サービスの場合は時間数（居宅介護の通院等乗降介助中心の場合は回数）、入所系サービス及び通所系サービスの場合は日数を出力する。  
 なお、日数については、決定支給量が設定されていない場合、サービス（※）により「当該月の日数」または「原則の日数」として集計する。

※入所系サービスの場合：当該月の日数

通所系サービスの場合：原則の日数（当該月の日数－8日）

決定支給量情報																				
計画相談 支援	居宅介護					重度訪問介護		同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	(再掲) 短期入所 (福祉型)	(再掲) 短期入所 (医療型)	(再掲) 短期入所 (福祉型(強化))	重度障害者 等包括支援	施設入所 支援	自立訓練 (機能訓練)	(再掲) 自立訓練 (機能訓練) (通所)	(再掲) 自立訓練 (機能訓練) (訪問)
	身体介護 中心	通院等介 助・身体介 護あり	家事援助 中心	通院等介 助・身体介 護なし	通院等乗降 介助中心	重度訪問 介護	移動介護													
	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	30.00	22.00	31.00				15.00	30.00	22.00		

重度障害者等包括支援の決定支給量は

「決定支給量（1日当たりの単位数）」×「当該月の日数」で  
 計算した単位数を出力する

自立訓練 (生活訓練)	(再掲) 自立訓練 (生活訓練) (通所)	(再掲) 自立訓練 (生活訓練) (訪問)	宿泊型自立 訓練	就労移行 支援	就労移行 支援 (養成施設)	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	就労定着支 援	自立生活援 助	共同生活援助				地域移行 支援	地域定着 支援	
										共同生活 援助	予備1	予備2	受託居宅 介護			
22.00			30.00	22.00	22.00	22.00	22.00	30.00	30.00	30.00				100.00	30.00	30.00

図 決定支給量情報イメージ\_個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)

### ③利用実績情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等、サービス提供実績記録票、受給者台帳及び事業所台帳を基に、各サービスの利用実績を出力する。

訪問系サービスの場合は時間数（居宅介護の通院等乗降介助中心の場合は回数）、入所系サービス及び通所系サービスの場合は日数で出力する。重度障害者等包括支援の場合は単位数で出力する。

利用実績情報																				
計画相談支援	居宅介護					重度訪問介護		同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	(再掲)短期入所(福祉型)	(再掲)短期入所(医療型)	(再掲)短期入所(福祉型(強化))	重度障害者等包括支援	施設入所支援	自立訓練(機能訓練)	(再掲)自立訓練(機能訓練)(通所)	(再掲)自立訓練(機能訓練)(訪問)
	身体介護中心	通院等介助・身体介護あり	家事援助中心	通院等介助・身体介護なし	通院等乗降介助中心	重度訪問介護	移動介護													
1	1.00	1.00	1.00	1.00	1	2.00	1.00	1.00	1.00	2	1	21	3	0	18	402	30	2	1	1

利用したサービスがサービス利用支援の場合「1」、継続サービス利用支援の場合「2」、両方の場合「3」を出力する  
未実施の場合、空白とする

訪問系サービスの利用実績（時間数）は、実際に個人が利用した時間を実績記録票の開始時間及び終了時間から算出して出力する

短期入所の事業所の種類に応じて、再掲として個人が利用した福祉型、医療型、福祉型（強化）の事業所ごとの利用実績を出力する

- 自立訓練（機能訓練、生活訓練）の報酬として算定された内容に応じて、再掲として通所型、訪問型の報酬ごとの利用実績を出力する
- 通所型、訪問型のどちらでも算定可能な報酬について、片方のみ算定している場合、算定している区分に寄せて出力する
- 上記以外の場合は、「通所型」として出力する

自立訓練(生活訓練)	(再掲)自立訓練(生活訓練)(通所)	(再掲)自立訓練(生活訓練)(訪問)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労移行支援(養成施設)	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助				地域移行支援	地域定着支援
										共同生活援助(介護サービス包括型)	共同生活援助(外部サービス利用型)	共同生活援助(日中サービス支援型)	受託居宅介護		
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	60	0	2.00	6	0

図 利用実績情報イメージ\_個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)

#### ④費用額情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等、受給者台帳及び事業所台帳を基に、各サービスの費用額を出力する。

費用額情報 計画相談 支援	居宅介護					重度訪問介護		同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	(再掲) 短期入所 (福祉型)	(再掲) 短期入所 (医療型)	(再掲) 短期入所 (福祉型(強 化))	重度障害者 等包括支援	施設入所 支援	自立訓練 (機能訓練)	(再掲) 自立訓練 (機能訓練) (通所)	(再掲) 自立訓練 (機能訓練) (訪問)
	居宅介護	予備1	予備2	予備3	予備4	重度訪問 介護	予備													
17,559	13,635					5,657		4,414	4,370	13,200	12,437	189,815	25,021	0	164,794	327,000	149,354	13,808	7,666	6,141

費用額については区分ごとではなく、サービスごとに1つの項目で集計し、出力する

短期入所の事業所の種類に応じて、再掲として個人が利用した福祉型、医療型、福祉型(強化)の事業所ごとの費用額を出力する

- 自立訓練(機能訓練、生活訓練)の報酬として算定された内容に応じて、再掲として通所型、訪問型の報酬ごとの費用額を出力する
- 通所型、訪問型のどちらでも算定可能な報酬について、片方のみ算定している場合、算定している区分に寄せて出力する
- 上記以外の場合は、「通所型」として出力する

自立訓練 (生活訓練)	(再掲) 自立訓練 (生活訓練) (通所)	(再掲) 自立訓練 (生活訓練) (訪問)	宿泊型自立 訓練	就労移行 支援	就労移行 支援 (養成施設)	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	就労定着支 援	自立生活援 助	共同生活援助				地域移行 支援	地域定着 支援
										共同生活 援助	予備1	予備2	予備3		
13,438	7,296	6,141	2,951	7,742	10,170	5,636	5,636	44,936	35,248	130,054				50,640	6,582

図 費用額情報イメージ\_個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)



### 参照 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
2. 受給者台帳情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
3. 計画相談支援給付費請求書情報等  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
4. サービス提供実績記録票情報  
※ P. 31「3 加算等集計」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
5. 事業所台帳情報、全国事業所台帳  
※ P. 23「2 事業所・サービス種類関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。



### 参照 障害支援区分の判定方法について

障害支援区分の判定方法については、P. 19「1 受給者関係」-「Point! 障害支援区分の判定方法について」を参照。



### 参照 請求明細書から日数を集計する場合の求め方

請求明細書から日数を集計する場合の求め方については、P. 48「5.1 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)」-「Point!請求明細書から日数を集計する場合の求め方」を参照。



### 参照 訪問系サービスの場合の集計について

訪問系サービスの場合の集計については、P. 49「5.1 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)」-「Point! 訪問系サービスの場合の集計について」を参照。



### 参照 サービス利用した実時間の出力について

サービス利用した実時間の出力については、P. 51「5.1 市町村単位におけるサービス利用状況(概況)」-「Point! サービス利用した実時間の出力について」を参照。



### 参照 自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法について

自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法については、  
P. 26「2 事業所・サービス種類関係」-「Point! 自立訓練(機能訓練)と自立訓練(生活訓練)における通所と訪問の利用者数等の集計方法について」を参照。



## Point ! 決定支給量及び利用実績の集計方法について

決定支給量及び利用実績について、以下に集計例を示す。

### ①時間数の集計について

(例1) 月途中で支給決定期間が開始、または終了となっている場合

決定サービスコード	支給決定及び利用実績	4月(30)	5月(31)	6月(30)
111000	支給決定期間	4/10 開始		
	決定支給量	360(時間)	360(時間)	360(時間)
	利用実績	200(時間)	300(時間)	300(時間)
集計結果	決定支給量情報	360(時間)	360(時間)	360(時間)
	利用実績情報	200(時間)	300(時間)	300(時間)

集計対象となる情報をそのまま集計し出力する。


(例2) 複数の支給決定が行われている場合

決定サービスコード	支給決定及び利用実績	4月(30)	5月(31)	6月(30)
111000	支給決定期間	4/10 開始		
	決定支給量	360(時間)	360(時間)	360(時間)
	利用実績	200(時間)	300(時間)	300(時間)
112000	支給決定期間		5/10 開始	
	決定支給量		200(時間)	200(時間)
	利用実績		200(時間)	250(時間)
集計結果	決定支給量情報	360(時間)	560(時間)	560(時間)
	利用実績情報	200(時間)	500(時間)	550(時間)

それぞれの決定サービスコードの決定支給量、利用実績を足した値を集計する。



②日数の集計について

(例1) 月途中で支給決定期間が開始、または終了となっている場合

決定サービスコード	支給決定及び利用実績	4月(30)	5月(31)	6月(30)
321000	支給決定期間	4/10 開始  6/20 終了		
	決定支給量	30(日)	31(日)	30(日)
	利用実績	21(日)	31(日)	20(日)
集計結果	決定支給量情報	30(日)	31(日)	30(日)
	利用実績情報	21(日)	31(日)	20(日)

集計対象となる情報をそのまま集計し出力する。

(例2) 決定支給量が未設定となっている場合

決定サービスコード	支給決定及び利用実績	4月(30)	5月(31)	6月(30)
321000	支給決定期間	4/1 開始  5/15 終了		
	決定支給量	未設定	未設定	
	利用実績	30(日)	15(日)	
325000	支給決定期間		5/16 開始  6/20 終了	
	決定支給量		未設定	未設定
	利用実績		16(日)	20(日)
集計結果	決定支給量情報	30(日)	62(日)	30(日)
	利用実績情報	30(日)	31(日)	20(日)

- ・それぞれの決定サービスコードの決定支給量、利用実績を足した値を集計する。
- ・決定支給量が未設定の場合は、サービス種類により「当該月の日数」や「原則の日数(当該月の日数より8日を控除した日数)」として集計する。





### Point! その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する可能性がある。
2. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
3. 同一の受給者が複数種類のサービスを利用した場合、それぞれのサービス種類に集計される。
4. 集計の対象は自県受給者分に限られる。
5. サービス提供実績記録票情報を基にした集計項目については、サービス提供実績記録票が未提出、または返戻等により情報が存在しない場合、集計対象外となる。

## ●個人ごとの状況のデータ利用事例

- ・受給者単位でサービス種類別に利用実績等を出力することにより、何のサービスを利用しているか確認することができる

受給者証番号	支給決定者氏名カナ	障害区分	障害支援区分	サービス提供年月	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所
1000000001	コウセイ タロウ	身体	区分1	H30.4	0	0	0	10	10
1000000002	コウセイ ジロウ	身体	区分2	H30.4	0	0	0	0	10
1000000003	コウセイ ハナコ	身体	区分3	H30.4	20	10	0	0	10

「同行援護」及び「行動援護」のサービスを利用

- ・決定支給量と利用実績を出力し、それぞれを比較することで決定支給量が妥当であるか確認することができる

受給者証番号	支給決定者氏名カナ	決定支給量		利用実績	
		生活介護	短期入所	生活介護	短期入所
1000000001	コウセイ タロウ	20	0	10	0

「決定支給量」と「利用実績」を比較

- ・月単位で集計結果を確認することで月々の受給者の利用状況の傾向を確認することができる

受給者証番号	支給決定者氏名カナ	サービス提供年月	利用実績	費用額
1000000001	コウセイ タロウ	H30.4	10	10,000
1000000001	コウセイ タロウ	H30.5	18	18,000
1000000001	コウセイ タロウ	H30.6	15	15,000

月々で受給者の  
利用状況を確認

---

## 10. 事業所ごとのサービス提供状況

事業所ごとのサービス提供状況の様式では請求明細書、計画相談支援給付費請求書等、サービス提供実績記録票及び事業所台帳を基に、指定したサービス提供年月における事業所ごとの基本情報、合計情報、単位数、利用者数及び提供量等を「サービス種類」別に出力する。

※サービス提供年月時点で請求があり、支払対象となった事業所及び事業所ごとのサービス提供分を出力する。

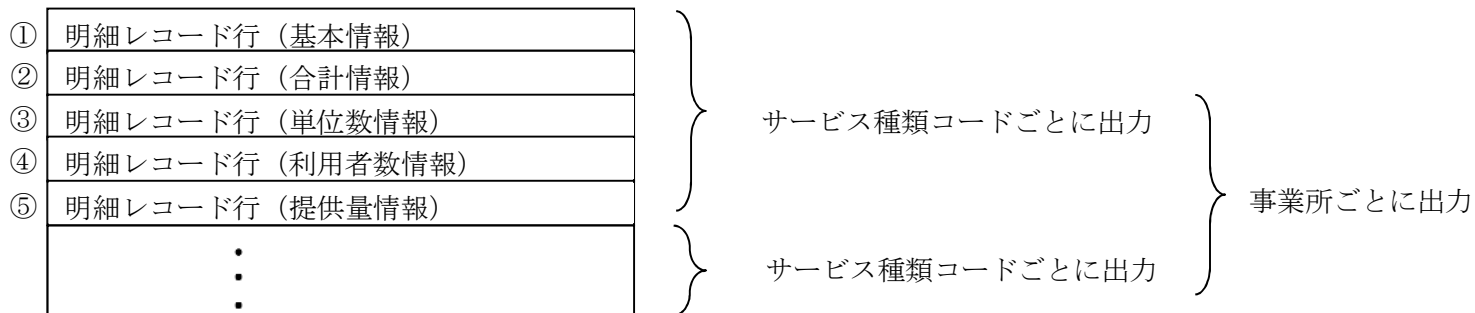
事業所ごとのサービス提供状況の様式は以下のとおり。

- (30) 事業所ごとのサービス提供状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）
- (31) 事業所ごとのサービス提供状況（障害児支援、障害児相談支援）

事業所ごとのサービス提供状況の様式について、「(30) 事業所ごとのサービス提供状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）」を例に出カイメージを示す。

### CSVデータ構造について

事業所ごとのサービス提供状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）は以下の5レコードで1事業所の1サービス分の情報となる。



事業所ごとのサービス提供状況 1（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）		【平成●●年●●月 サービス提供分】		●●県																																							
①	2	119999999	11	事業所001	1	20180401	2	1	1	1																																	
②	3	119999999	11	5	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	4	10	12	25	0	0	0	0	133011	13635	20601	49311	49464	0	0	0	0
③	4	119999999	11	776	4524	4301	2505	97																																			
④	5	119999999	11	2	2	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑤	6	119999999	11	2	12	23	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

図 CSV出カイメージ\_事業所ごとのサービス提供状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）

各レコードの詳細については次ページ以降で説明する。

## ①基本情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等及び事業所台帳を基に事業所の基本情報（事業所名称、法人等種別コード等）を出力する。

一つのサービス種類で、同一サービス提供年月時点で複数のサービス情報が事業所台帳に登録されている場合、登録されている情報で最小の事業開始年月日を出力する

基本情報												
事業所番号	サービス種類コード	基本部分										
		事業所名称	法人等種別コード	事業開始年月日	利用定員数	地域区分コード	施設等の区分	障害児施設区分	人員配置区分	事業実施区分	指定／基準該当等事業所区分	共生型サービス対象区分
0119999999	11	事業所001	01	20180401		02				1	1	1

一つのサービス種類で、同一サービス提供年月時点で複数のサービス情報が事業所台帳に登録されている場合、各項目の最大桁数分の”X”（半角大文字のエックス）を出力する  
（出力例）

- 利用定員数：XXX
- 施設等の区分：X
- 障害児施設区分：XX
- 人員配置区分：XX
- 事業実施区分：X
- 共生型サービス対象区分：X

図 基本情報イメージ\_\_事業所ごとのサービス提供状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援） ※イメージは居宅介護を例とする

## ②合計情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等及びサービス提供実績記録票を基に事業所が提供したサービスの合計情報(利用者数、提供量、費用額)を、サービス種類、障害支援区分ごとに集計し、出力する。

自県受給者で受給者台帳が存在しない場合、利用者数1～7、利用量1～7、9～15及び費用額1～7の項目については集計しない。ただし、合計利用者数、合計利用日数、合計利用時間数及び合計費用額の項目については、集計する。

自県事業所を利用した他県受給者については、障害支援区分に関わらず利用者数8、利用量8、利用量16、費用額8の項目に集計し、出力する

合計情報																	
合計部分																	
合計 利用者数	利用者数1	利用者数2	利用者数3	利用者数4	利用者数5	利用者数6	利用者数7	利用者数8	合計 利用日数	利用量1	利用量2	利用量3	利用量4	利用量5	利用量6	利用量7	利用量8
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし	他県受給者		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし	他県受給者
5	1	1	2	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0

- ・「14：重度障害者等包括支援」の場合、サービス提供実績記録票の受給者数を集計し、出力する
- ・上記以外のサービスの場合、請求明細書の受給者数を集計し、出力する

- ・「11：居宅介護」の場合、「通院等乗降介助」の回数を集計し、出力する
- ・「14：重度障害者等包括支援」について、サービス提供実績記録票の短期入所合計日数、共同生活援助合計日数を集計し、出力する

図 合計情報イメージ\_事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)\_1 ※イメージは居宅介護を例とする

「14：重度障害者等包括支援」の場合、サービス提供実績記録票のサービス内容が「12：重度訪問介護」、  
 「13：行動援護」、「22：生活介護」、「34：宿泊型自立訓練」、「35：自立生活援助」、「41：自立訓練（機能訓練）」、  
 「42：自立訓練（生活訓練）」、「43：就労移行支援」、「44：就労移行支援（養成施設）」、「45：就労継続支援A型」、  
 「46：就労継続支援B型」または「47：就労定着支援」の開始時間、終了時間を基に集計し、出力する

合計 利用時間数	利用量9	利用量10	利用量11	利用量12	利用量13	利用量14	利用量15	利用量16	合計費用額	費用額1	費用額2	費用額3	費用額4	費用額5	費用額6	費用額7	費用額8
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし	他県受給者		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし	他県受給者
51.00	4.00	10.00	12.00	25.00	0.00	0.00	0.00	0.00	133,011	13,635	20,601	49,311	49,464	0	0	0	0

「11：居宅介護」、「12：重度訪問介護」、「13：行動援護」、「14：重度障害者等包括支援」、「15：同行援護」の場合、  
 利用時間数は、事業所がサービスを提供した総時間として、開始時間、終了時間を基に重複時間を除外せず集計し、  
 小数点第三位を四捨五入して出力する

図 合計情報イメージ\_\_事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)\_\_2 ※イメージは居宅介護を例とする



### ③単位数情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等及びサービス提供実績記録票を基に事業所が提供したサービスのサービス単位数を、基本報酬、加算等報酬ごとに集計し、出力する。

※出力する項目については算定構造を基に、サービス種類に応じて変動する。

「基本部分」については、算定構造において基本部分となる報酬を算定した場合、単位数を集計し、出力する

単位数情報では「基本部分（再掲）」は出力しない

基本部分										基本部分(再掲)															
基本1	基本2	基本3	基本4	基本5	基本6	基本7	基本8	基本9	基本10	再掲基本1	再掲基本2	再掲基本3	再掲基本4	再掲基本5	再掲基本6	再掲基本7	再掲基本8	再掲基本9	再掲基本10	再掲基本11	再掲基本12	再掲基本13	再掲基本14	再掲基本15	
居宅介護における身体介護	通院等介助(身体介護を伴う場合)	家事援助	通院等介助(身体介護を伴わない場合)	通院等乗降介助						基礎研修課程修了者等	重度訪問介護研修修了者	2人派遣	早期時間	夜間時間	深夜時間										
776	4,524	4,301	2,505	97																					

「加算部分」については、該当する報酬を算定した場合、単位数を集計し、出力する

加算部分															加算部分															
加算1	加算2	加算3	加算4	加算5	加算6	加算7	加算8	加算9	加算10	加算11	加算12	加算13	加算14	加算15	加算16	加算17	加算18	加算19	加算20	加算21	加算22	加算23	加算24	加算25	加算26	加算27	加算28	加算29	加算30	
特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算	喀痰吸引等支援体制加算	初回加算	利用者負担上限額管理加算	福祉専門職員等連携加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算																						
0	0	0	0	0	0	0	0	0																						

〔中略〕

図 単位数情報イメージ\_事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援) ※イメージは居宅介護を例とする

#### ④利用者数情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等及びサービス提供実績記録票を基に事業所が提供したサービスの利用者数を、基本報酬、加算等報酬ごとに集計し、出力する。

※出力する項目については算定構造を基に、サービス種類に応じて変動する。

「基本部分」については、算定構造において基本部分となる報酬を算定した場合、利用者数を集計し、出力する

「基本部分(再掲)」については、算定構造において基本部分に関する加算、減算となる報酬を算定した場合、利用者数を集計し、出力する

利用者数情報																									
基本部分										基本部分(再掲)															
基本1	基本2	基本3	基本4	基本5	基本6	基本7	基本8	基本9	基本10	再掲基本1	再掲基本2	再掲基本3	再掲基本4	再掲基本5	再掲基本6	再掲基本7	再掲基本8	再掲基本9	再掲基本10	再掲基本11	再掲基本12	再掲基本13	再掲基本14	再掲基本15	
居宅介護における身体介護	通院等介助(身体介護を伴う場合)	家事援助	通院等介助(身体介護を伴わない場合)	通院等乗降介助						基礎研修課程修了者等	重度訪問介護研修修了者	2人派遣	早朝時間	夜間時間	深夜時間	初任者研修課程修了者	同一建物減算								
2	2	3	2	1						0	0	0	0	0	0	0	0								

「加算部分」については、該当する利用者数を集計し、出力する

加算部分																														
加算1	加算2	加算3	加算4	加算5	加算6	加算7	加算8	加算9	加算10	加算11	加算12	加算13	加算14	加算15	加算16	加算17	加算18	加算19	加算20	加算21	加算22	加算23	加算24	加算25	加算26	加算27	加算28	加算29	加算30	
特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算	喀痰吸引等支援体制加算	初回加算	利用者負担上限額管理加算	福祉専門職員等連携加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算																						
0	0	0	0	0	0	0	0	0																						

【中略】

図 利用者数情報イメージ\_事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援) ※イメージは居宅介護を例とする

## ⑤提供量情報について

障害福祉サービスの請求明細書、計画相談支援給付費請求書等及びサービス提供実績記録票を基に事業所が提供したサービスの提供量(時間数、日数、回数等)を、基本報酬、加算等報酬ごとに集計し、出力する。

※出力する項目については算定構造を基に、サービス種類に応じて変動する。

「基本部分」については、算定構造において基本部分となる報酬を算定した場合、提供量を集計し、出力する

「基本部分(再掲)」については、算定構造において基本部分に関する加算、減算となる報酬を算定した場合、提供量を集計し、出力する

提供量情報																									
基本部分										基本部分(再掲)															
基本1	基本2	基本3	基本4	基本5	基本6	基本7	基本8	基本9	基本10	再掲基本1	再掲基本2	再掲基本3	再掲基本4	再掲基本5	再掲基本6	再掲基本7	再掲基本8	再掲基本9	再掲基本10	再掲基本11	再掲基本12	再掲基本13	再掲基本14	再掲基本15	
居宅介護における身体介護	通院等介助(身体介護を伴う場合)	家事援助	通院等介助(身体介護を伴わない場合)	通院等乗降介助						基礎研修課程修了者等	重度訪問介護研修修了者	2人派遣	早朝時間	夜間時間	深夜時間	初任者研修課程修了者	同一建物減算								
2.00	12.00	23.00	14.00	1						0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00										

「11：居宅介護」、「12：重度訪問介護」、「13：行動援護」、「14：重度障害者等包括支援」、「15：同行援護」の場合、利用時間数は、事業所がサービスを提供した総時間として、開始時間、終了時間を基に重複時間を除外せず集計し、小数点第三位を四捨五入して出力する

「加算部分」については、該当する報酬を算定した場合、提供量を集計し、出力する

加算部分																													
加算1	加算2	加算3	加算4	加算5	加算6	加算7	加算8	加算9	加算10	加算11	加算12	加算13	加算14	加算15	加算16	加算17	加算18	加算19	加算20	加算21	加算22	加算23	加算24	加算25	加算26	加算27	加算28	加算29	加算30
特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算	喀痰吸引等支援体制加算	初回加算	利用者負担上限額管理加算	福祉専門職員等連携加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算																					
0	0	0	0	0	0	0	0	0																					

〔中略〕

図 提供量情報イメージ\_事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援) ※イメージは居宅介護を例とする



## 参照 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
2. 受給者台帳情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
3. 計画相談支援給付費請求書情報等  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
4. サービス提供実績記録票情報  
※ P. 31「3 加算等集計」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
5. 事業所台帳情報、全国事業所台帳  
※ P. 23「2 事業所・サービス種類関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。



## 参照 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 18「1 受給者関係」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照。



## 参照 障害支援区分の判定方法について

障害支援区分の判定方法については、P. 19「1 受給者関係」-「Point! 障害支援区分の判定方法について」を参照。



### 参照 請求明細書から日数を集計する場合の求め方

請求明細書から日数を集計する場合の求め方については、P. 48「5.1.市町村単位におけるサービス利用状況(概況)」-「Point!請求明細書から日数を集計する場合の求め方」を参照。



### Point! 事業所ごとのサービス提供状況における訪問系サービスの場合の集計について

「事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)」の様式の場合、受給者がサービスを利用した時間(重複時間を含める)を、サービス種類ごとに以下に記載の方法で集計する。

#### (1) 居宅介護の場合

居宅介護サービス提供実績記録票情報(様式1)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとに重複時間を含め、サービスを利用した時間を分単位で求める。時間を求める際、「前月からの継続サービス」として入力されている明細情報レコードは集計の対象外となる。

基本部分(再掲)の時間帯は、重複時間を含め、早朝、夜間、深夜の利用時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第三位を四捨五入した結果を出力する。

#### (2) 重度訪問介護の場合

重度訪問介護サービス提供実績記録票情報(様式3-1)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとに重複時間を含め、サービスを利用した時間を分単位で求める。

基本部分(再掲)の時間帯は、重複時間を含め、早朝、夜間、深夜の利用時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第三位を四捨五入した結果を出力する。

### (3) 行動援護の場合

行動援護サービス提供実績記録票情報(様式2)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとに重複時間を含め、サービスを利用した時間を分単位で求める。

基本部分(再掲)の時間帯は、重複時間を含め、早朝、夜間、深夜の利用時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第三位を四捨五入した結果を出力する。

### (4) 重度障害者等包括支援の場合

重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報(様式4)の基本情報レコード及び明細情報レコードを基に、利用したサービスの内容に応じて以下のように中間集計を行い、中間集計結果をさらに集計した結果を出力する。

#### (a) サービス内容が訪問系サービスの場合

サービス内容が重度訪問介護、行動援護である明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとに重複時間を含め、サービスを利用した時間を分単位で求める。

基本部分(再掲)の時間帯は、重複時間を含め、早朝、夜間、深夜の利用時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第三位を四捨五入した結果を出力する。

#### (b) サービス内容が通所系サービスの場合

サービス内容が宿泊型自立訓練、自立生活援助、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労移行支援(養成施設)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援である明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとにサービスを利用した時間を分単位で求める。

受給者ごとに求めた利用時間(分単位)を集計した後、時間に換算し小数点以下第三位を四捨五入した結果を出力する。

#### (c) サービス内容が短期入所の場合

##### ・サービス提供年月が平成30年3月以前の場合

サービス内容が短期入所である明細情報レコードを対象とし、その明細情報レコードの件数を利用日数とする。

##### ・サービス提供年月が平成30年4月以降の場合

基本情報レコードの「重度包括 短期入所合計日数」を利用日数とする。

(d) サービス内容が共同生活援助の場合

・サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合

サービス内容が共同生活援助である明細情報レコードを対象とし、その明細情報レコードの件数を利用日数とする。

・サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降の場合

基本情報レコードの「重度包括 共同生活援助合計日数」を利用日数とする。

(5) 同行援護の場合

同行援護サービス提供実績記録票情報(様式19)の明細情報レコードの日付、開始時間及び終了時間を基に、受給者ごとに重複時間を含め、サービスを利用した時間を分単位で求める。時間を求める際、「前月からの継続サービス」として入力されている明細情報レコードは集計の対象外とする。



### Point ! その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する場合がある。
2. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
3. 同一の受給者が複数種類のサービスを利用した場合、それぞれのサービス種類に集計される。
4. 集計の対象は自県に所在地を持つ事業所に限られる。  
※他県に所在地を持つが、自県受給者が利用した基準該当事業所も対象となる。
5. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は1名として集計される。
6. サービス提供実績記録票情報を基にした集計項目については、サービス提供実績記録票が未提出、または返戻等により情報が存在しない場合、集計対象外となる。

●事業所ごとのサービス提供状況のデータ利用事例

- ・事業所単位で加算の提供量等を出力することにより、報酬の状況を確認することができる

事業所番号	サービス種類	事業所名称	人員配置体制加算	福祉専門職員配置等加算	常勤看護職員等配置加算	...	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算
010000001	生活介護	□□□事業所	10	8	5	...	5	0
010000002	生活介護	△△△事業所	5	2	2	...	2	0
010000003	生活介護	〇〇〇事業所	5	0	0	...	0	0
010000004	生活介護	☆☆☆事業所	4	0	0	...	0	0

↑

事業所ごとに加算の算定状況を確認

- ・障害支援区分ごとに集計を行い、出力することにより、利用者数や費用額について障害支援区分別にサービス提供状況を確認することができる

サービス種類	サービス提供年月	合計利用者数	障害支援区分別							...	合計費用額	障害支援区分別						
			区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし			区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
			居宅介護	H30.4	13	2	4	3	1			1	2	0	...	13,000	2,000	4,000

↑

障害支援区分別での提供状況を確認



- ・月単位で集計結果を比較することで月々の事業所のサービス提供状況の傾向を確認できる

事業所番号	事業所名称	サービス提供年月	合計利用者数	合計利用日数	合計利用時間	合計費用額
0100000001	〇〇〇事業所	H30.4	10	15	50	50,000
0100000001	〇〇〇事業所	H30.5	12	17	55	55,000
0100000001	〇〇〇事業所	H30.6	13	19	60	60,000

↑  
月々の事業所の提供状況を確認

---

## 11. 地域別のサービス提供と利用状況

地域別のサービス提供と利用状況の様式では請求明細書、計画相談支援給付費請求書等及び市町村台帳を基に、指定したサービス提供年月における事業所ごとの利用者数を「サービス種類」「市町村」別に出力する。

地域別のサービス提供と利用状況の様式は以下のとおり。

- (32) 地域別のサービス提供と利用状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）
- (33) 地域別のサービス提供と利用状況（障害児支援、障害児相談支援）

地域別のサービス提供と利用状況の様式について、「(32) 地域別のサービス提供と利用状況（障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援）」を例に出力イメージを示す。

指定したサービス提供年月時点で請求があり、支払対象となった事業所番号及び事業所ごとのサービス提供分を出力する

請求情報の有無に関わらず、都道府県内全ての市町村（サービス提供年月時点で有効な市町村）の市町村番号を出力する  
 なお、政令市の場合は、政令市市町村番号を出力する

1 地域別のサービス提供【平成●●年●●月●●日】													
1 事業所番号	サービス種類コード	サービス種類補足	19990	19991	19992	19993	19994	19995	19996	19997	19998	19999	他縣市町村
2	119999990	11	18	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
2	119999990	12	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999990	13	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999990	14	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999990	15	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	21	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	22	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	24	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	32	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	34	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	41	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999991	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999992	34	0	0	0	0	3	0	0	10	7	0	0
2	119999993	14	0	0	0	0	0	10	8	5	0	0	0
2	119999993	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	119999994	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
3	他県事業所	11	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	
3	他県事業所	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

サービス種類補足は空白となる

他県事業所を利用した自県受給者分についても、支払対象となったサービス種類単位で集計し、出力する

他県市町村、他県事業所は集計対象外となる

図 CSV出力イメージ\_地域別のサービス提供と利用状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)



### Point! 対象とするデータについて

1. 介護給付費等明細書情報  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
2. 計画相談支援給付費請求書情報等  
※ P. 18「1 受給者関係」-「Point! 対象とするデータについて」を参照。
3. 市町村台帳情報  
指定されたサービス提供年月を基に、国保連合会に登録されている市町村台帳情報を抽出し、出力する。
  - ① 指定したサービス提供年月の月末時点からみて最新の台帳情報(基本情報)を対象とする。



### 参照 利用者数の集計方法について

利用者数の集計方法については、P. 18「1 受給者関係」-「Point! 利用者数の集計方法について」を参照。



## Point! 地域別のサービス提供と利用状況の集計範囲について

地域別のサービス提供と利用状況の集計範囲として、サービス提供年月時点で請求があり、支払対象となった自県事業所における自県受給者及び他県受給者分、他県事業所における自県受給者分を集計対象とする。

なお、請求情報の市町村番号(障害児の場合は、都道府県等番号)の上2桁により受給者の自県・他県を判断し、事業所番号(上2桁)により、事業所の自県・他県を判断する。

### (1)集計イメージ

事業所番号	サービス種類コード	サービス種類補足	131016	131024	131032	...	131059	他県市町村
1311010001	11		10	20	5		0	0
1311010001	12		0	10	0		0	0
.								
1311010001	54		0	0	0		0	0
1311010002	11		0	10	0		0	0
.								
131101000		自県事業所の自県受給者分	0	0	0		0	0
.								
.								
1311010005	53		0	0	0		0	7
1311010005	54		0	0	0		0	0
他県事業所	11		5	0	0		0	
他県事業所	12		5	0	0		0	
.								
他県事業所	53		5	0	0		0	
他県事業所	54		0	0	0		0	

他県事業所の自県受給者分

自県事業所の他県受給者分



### Point ! その他の留意事項について

1. 集計の単位が「サービス提供年月」単位のため、月遅れでの請求が発生した場合等、請求データの入力タイミングによって、複数回データ取得を行った際に差異が発生する可能性がある。
2. 月途中での転居等により、住居地が変更になった場合(受給者証番号が変更となった場合)、同一人物でも異なる受給者として集計される。
3. 同一の受給者が複数種類のサービスを利用した場合、それぞれのサービス種類に集計される。
4. 政令市において、行政区を跨る異動が発生し、証記載市町村番号が変更になった場合でも受給者証番号に変更がなければ、受給者数は1名として集計される。

## ●地域別のサービス提供と利用状況のデータ利用事例

- ・事業所ごとの利用者数をサービス種類、市町村別に出力することにより、地域におけるサービス提供体制を確認することができる

		サービス種類	利用者居住市区町村						
			A市	B市	C市	D市	E町	F村	他県市町村
事業所別サービス提供者数	□□□事業所	居宅介護	60	10	10	0	0	0	8
	□□□事業所	重度訪問介護	10	40	10	0	0	0	5
	▲▲▲事業所	生活介護	0	0	20	0	0	0	0
	○○○事業所	居宅介護	10	10	0	0	0	0	0
	●●●事業所	短期入所	0	0	10	0	0	0	0
	★★★事業所	施設入所	0	0	0	0	20	0	0
	◎◎◎事業所	計画相談支援	0	0	0	0	0	10	0
他県事業所		居宅介護	0	0	10	0	0	0	
		重度訪問介護	5	0	0	0	0	0	
		生活介護	0	1	0	0	0	0	

地域ごとのサービス提供体制を確認